

和歌山県景観計画に基づく 届出手続きの手引き



令和5年3月改正
和歌山県 県土整備部 都市政策課

はじめに

和歌山県では、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていくことを目指し、平成 20 年 3 月に和歌山県景観条例を公布するとともに、平成 21 年 1 月には景観法に基づき和歌山県景観計画を策定しました。和歌山県景観計画では、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等について定め、一定の行為の届出により景観の誘導を行っていくこととしています。

このため、県民の皆さんや建築物等を設計する方々などが届出制度による和歌山県らしい良好な景観の形成について理解を深めていただくことを目的として本書を作成しました。本書は、和歌山県景観計画に基づく行為の届出に関し、届出が必要な行為、届出の手順、届出様式等の必要な事項について解説するものです。

なお、景観法に基づく行為制限のしくみや和歌山県景観計画に定められた景観形成基準について解説した「和歌山県景観ガイドライン」、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要である認める地域である特定景観形成地域について解説した特定景観形成地域ごとの「和歌山県景観ガイドライン」がありますので、実際の手続きの際はそちらもあわせて参照して下さい。

目 次

1 景観法に基づく届出制度の概要	1
(1) 景観計画区域	2
(2) 特定景観形成地域	3
2 届出が必要な行為	9
(1) 届出対象行為	9
(2) 届出の対象外となる行為	15
3 届出の手順	22
(1) 届出手続きの流れ	22
(2) 届出に添付する図書	23
(3) 届出内容に変更が生じた場合	24
(4) 工事が完了した場合	25
(5) 届出先等	26
4 事前協議制度	29
(1) 事前協議制度の概要	29
(2) 事前協議の手順	29
(3) 事前協議書に添付する図書	37
(4) 事前協議書の提出先	38
5 既存建築物の行為の制限等	39
(1) 既存建築物の行為の制限の概要	39
(2) 既存建築物の行為の制限の内容	39
6 届出様式等	43
付 録	56
和歌山県景観条例	56
和歌山県景観条例施行規則	62

1 景観法に基づく届出制度の概要

和歌山県では景観法に基づき和歌山県景観計画を定めており、計画の対象とする景観計画区域内で一定の行為を行う際には、市町村を通じて県への届出を行っていただく必要があります。景観計画区域内で届出が必要な行為（届出対象行為）に対しては、良好な景観の形成を図るために遵守すべき景観形成基準を定めています。

また、景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であり、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図る地域を特定景観形成地域として定めています。特定景観形成地域では、一般の景観計画区域とは別に届出対象行為と景観形成基準を定めています。

景観法では行為の届出の後、30日以上経過した後でなければ行為に着手できないとされています。このため、景観法に基づく届出は建築確認申請や開発許可申請などの法令手続きにかかわらず、できるだけ早い時期に行ってください。また、届出を行う前にできるだけ事前相談を行ってください。なお、届出内容が景観形成基準に適合することが確認された場合には、行為着手の制限期間を短縮する通知を行います。届出の内容が景観形成基準に適合しないときには、設計の変更などの必要な対応について勧告あるいは命令する場合があります。詳細は「3 届出の手順」をご覧ください。

国の機関又は地方公共団体が行う行為については届出の対象とはならず、行為の通知を行うこととされています。

(1) 景観計画区域

和歌山県景観計画では、県内全域（景観行政団体である市町の区域を除く。）を景観計画区域とし、景観法に基づく届出対象区域となります。景観行政団体である市町の区域において行為を行う場合は、各市町にお問い合わせください。

和歌山県景観計画区域において、届出を要する行為（届出対象行為）をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着工予定日等を和歌山県知事に届け出る必要があります。

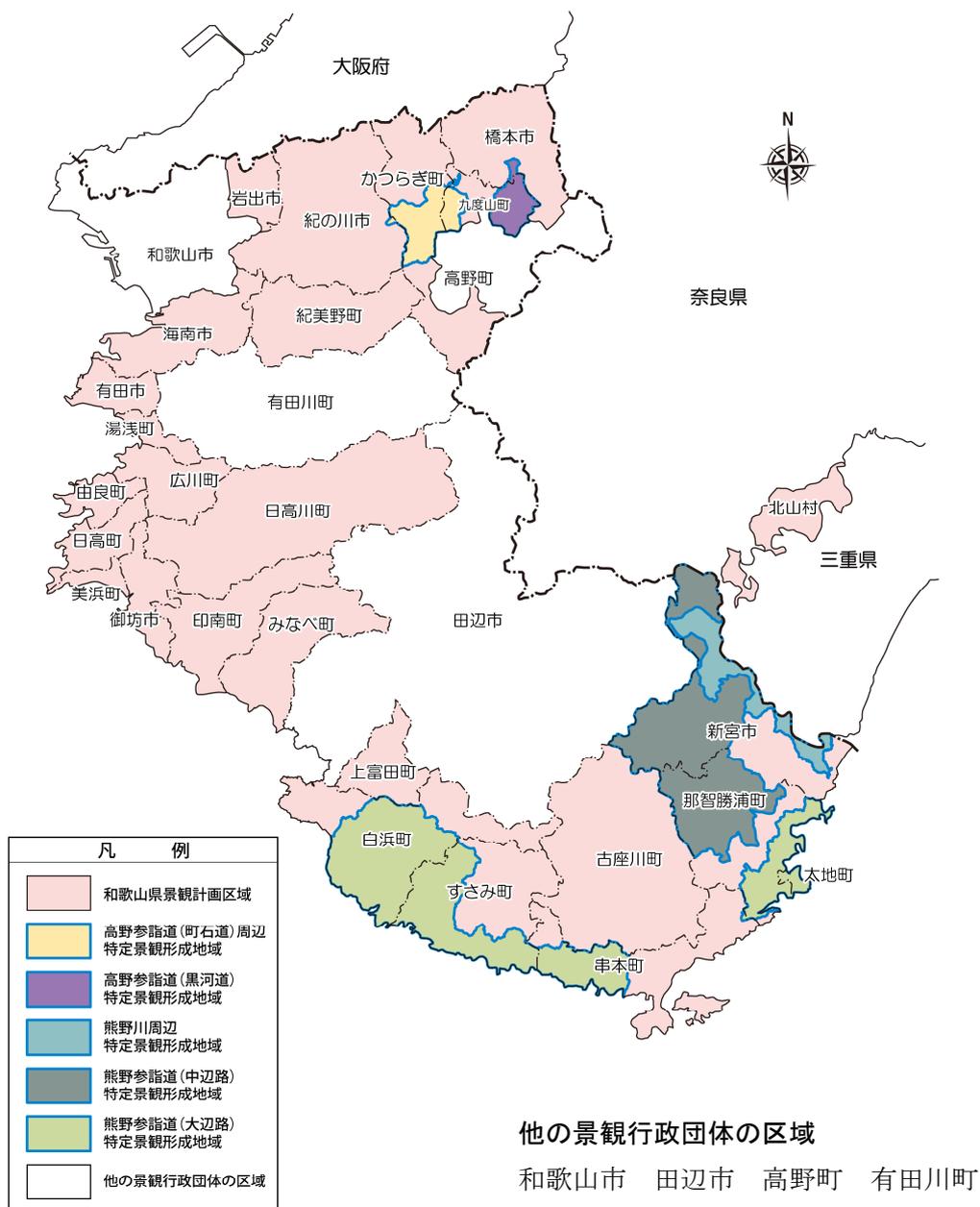


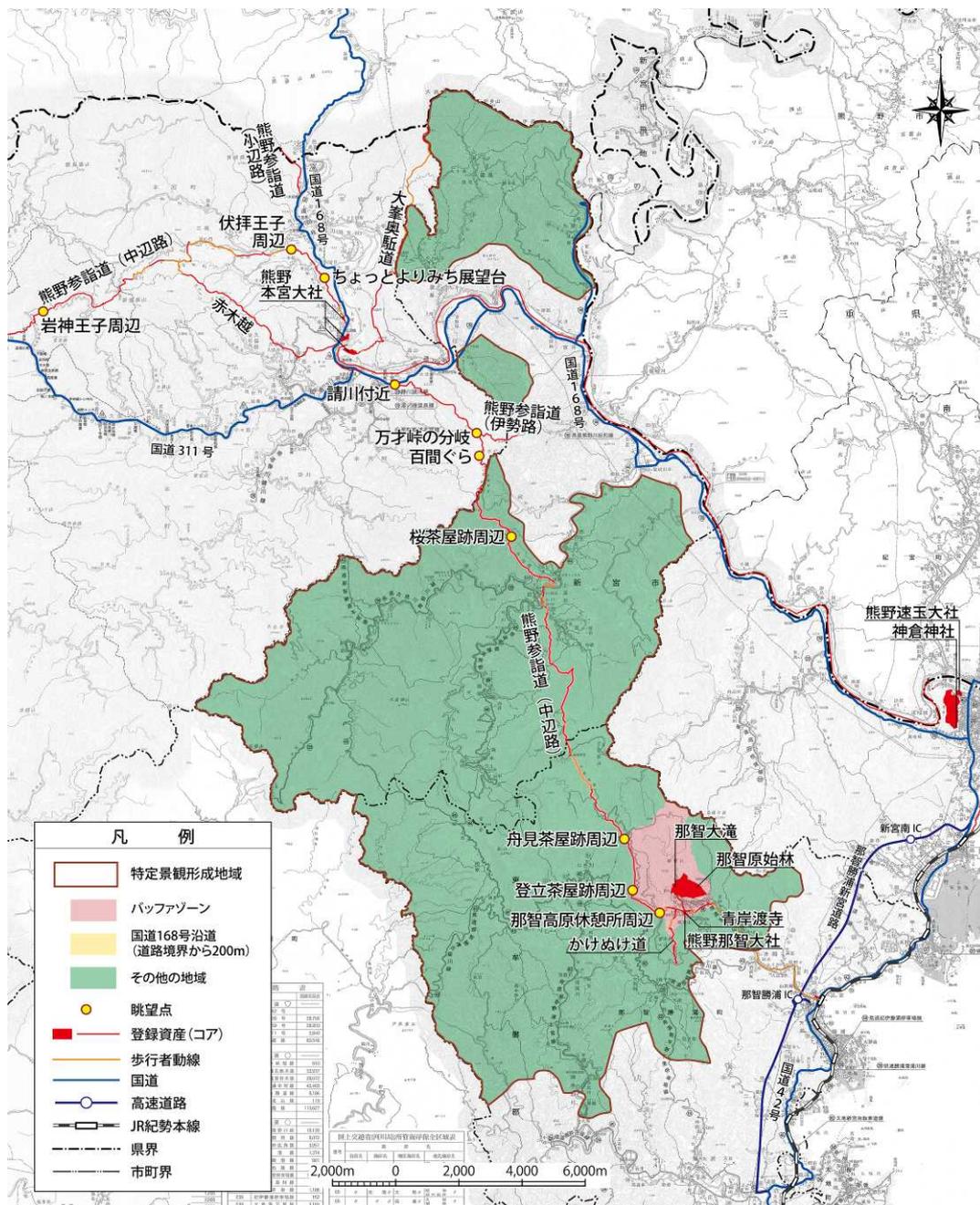
図 1 和歌山県景観計画区域

(2) 特定景観形成地域

景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとしています。

① 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（中辺路）及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、古くから自然信仰に根ざした精神文化を育み、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所です。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっております。



③ 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（大辺路）及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、江戸時代には観光と信仰を兼ねた人々や文人墨客が好んで利用し、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所です。また、山間部を通る熊野参詣道（中辺路）とは対照的に熊野三山への海沿いの参詣道であり、紺碧の太平洋と枯木灘が織りなす海岸美を眺望することができるなど海と山の織りなす美しい景観に恵まれた場所となっています。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、更に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されるなど、多くの来訪者の目に触れる場所となっております。

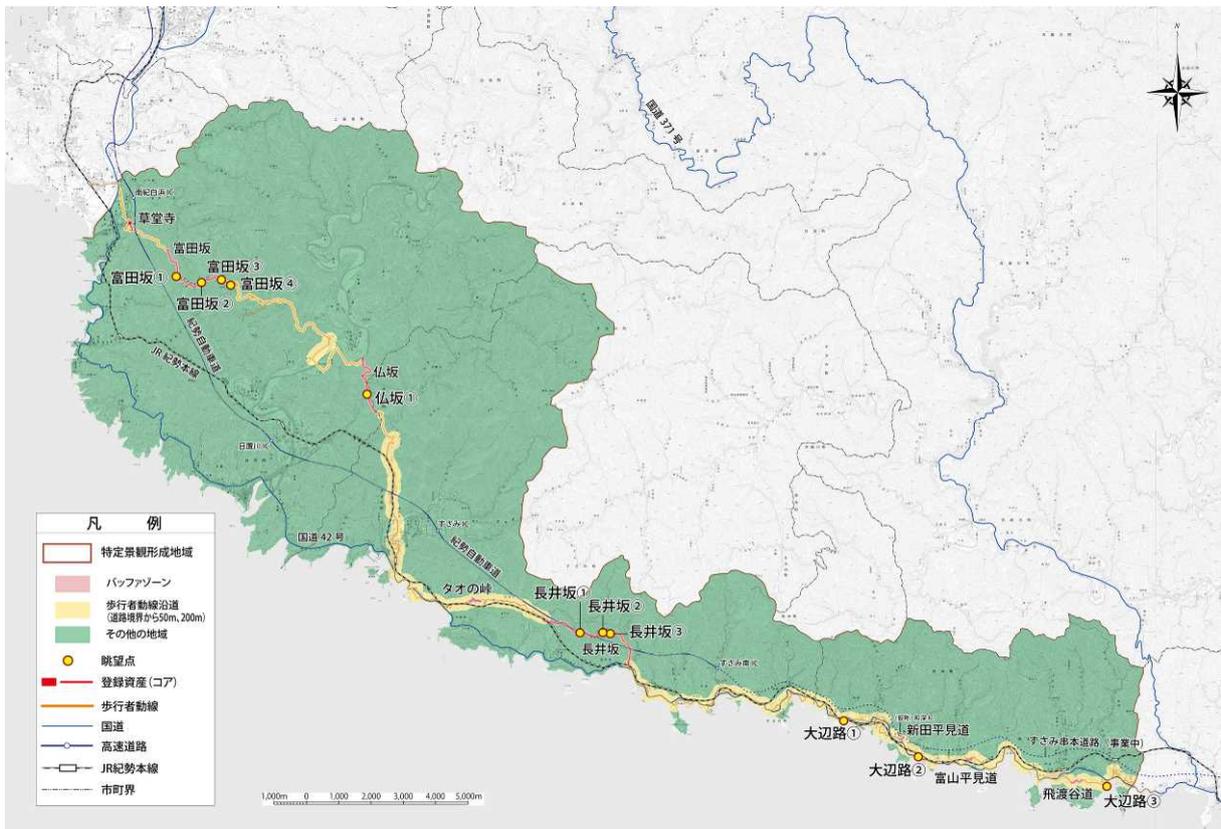


図 4-1 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域【西側】

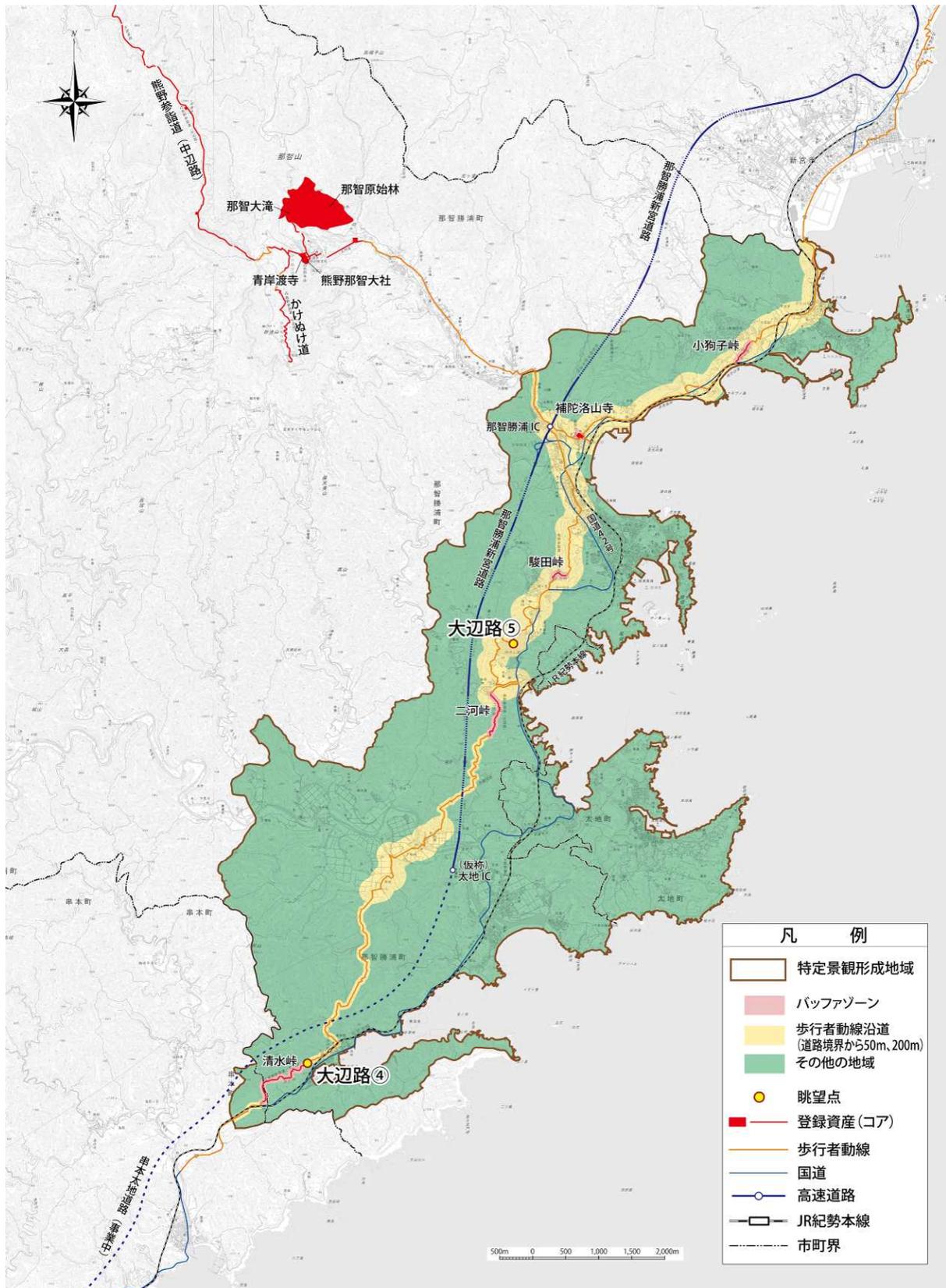


図 4-2 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域【東側】

④ 熊野川周辺特定景観形成地域

熊野川は紀伊山地の北部に源流を發し、南流して熊野灘に注ぐ流域面積 2,360km²、全長 183km の河川で、中流域に位置する熊野本宮大社から下流の河口部に位置する熊野速玉大社までが世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産に含まれています。

熊野参詣道中辺路は、古くは熊野三山を参詣する際に、本宮から新宮への交通手段として熊野川下りの舟運を利用することが多く、熊野川は類例の少ない「川の参詣道」である。兩岸には深い山々がせまり、悠々とした大自然の中で点在する奇岩怪岩は、すでに 12 世紀には「熊野権現の持ち物」と考えられ、様々な伝承が伝わり、熊野を代表する「文化的景観」の一つとなっています。熊野川は、平成の名水百選にも選ばれており、全長約 16km の川舟下り等によって、清らかな流れと雄大な自然を楽しむことができます。

また、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして国道 168 号が現在では参詣者や観光客の動線となっています。

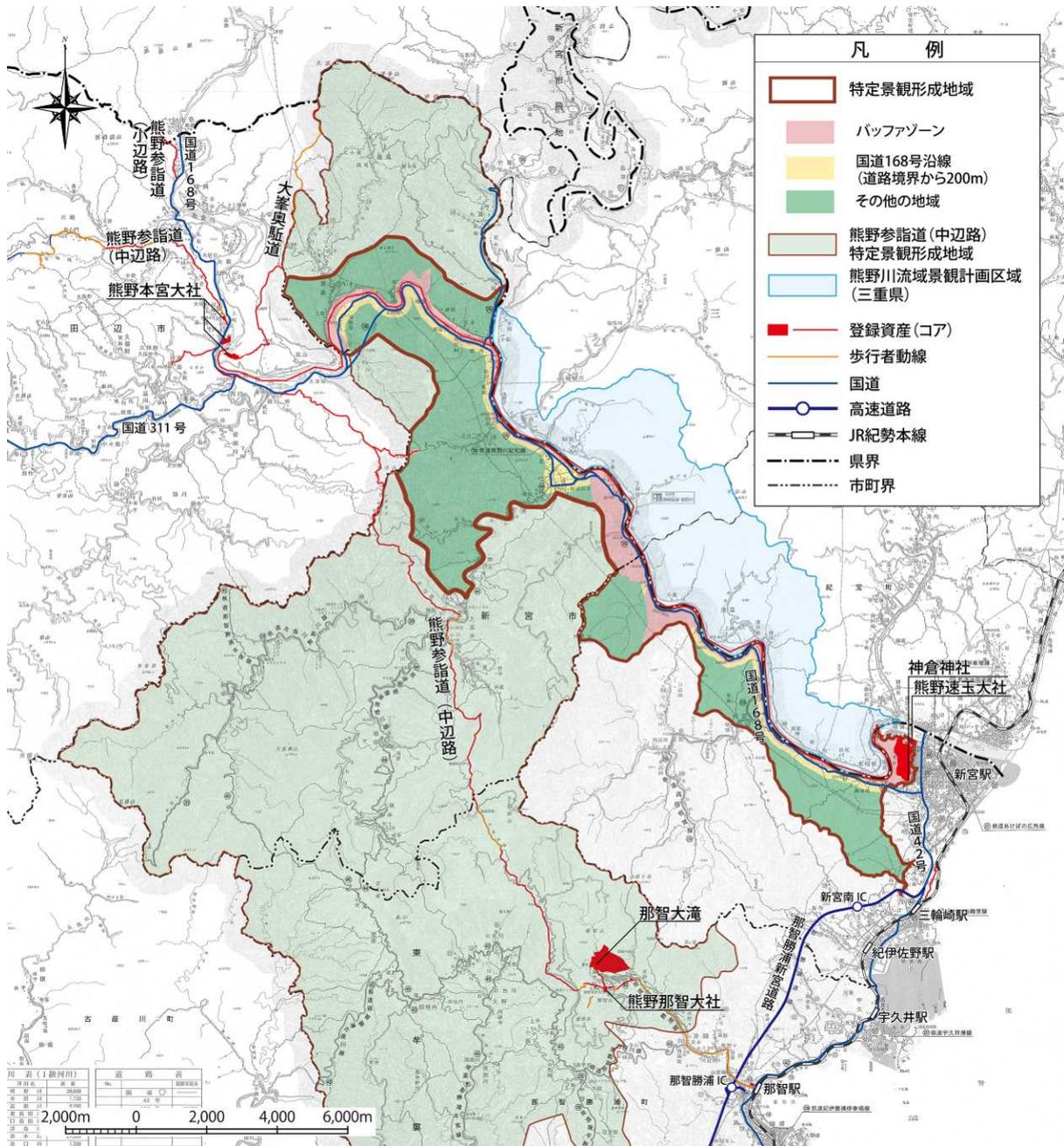


図 5 熊野川周辺特定景観形成地域

⑤ 高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

高野参詣道（黒河道）は、江戸時代に交通の要衝であった橋本から高野山へと向かう最短経路であるが、標高1,000mを超える楊柳山など、非常に高低差の激しい緑深い自然に囲まれた経路です。

また、沿道には高野山への参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶堂跡が残るなど、高野山と密接な関係性を持ち、1594年には豊臣秀吉が馬で駆け下りたとも伝えられています。

また、高野参詣道（黒河道）に並行し、高野山への物資運搬等に利用されたルートも存在し、現在、高野山に向かうアクセスルートとなっています。

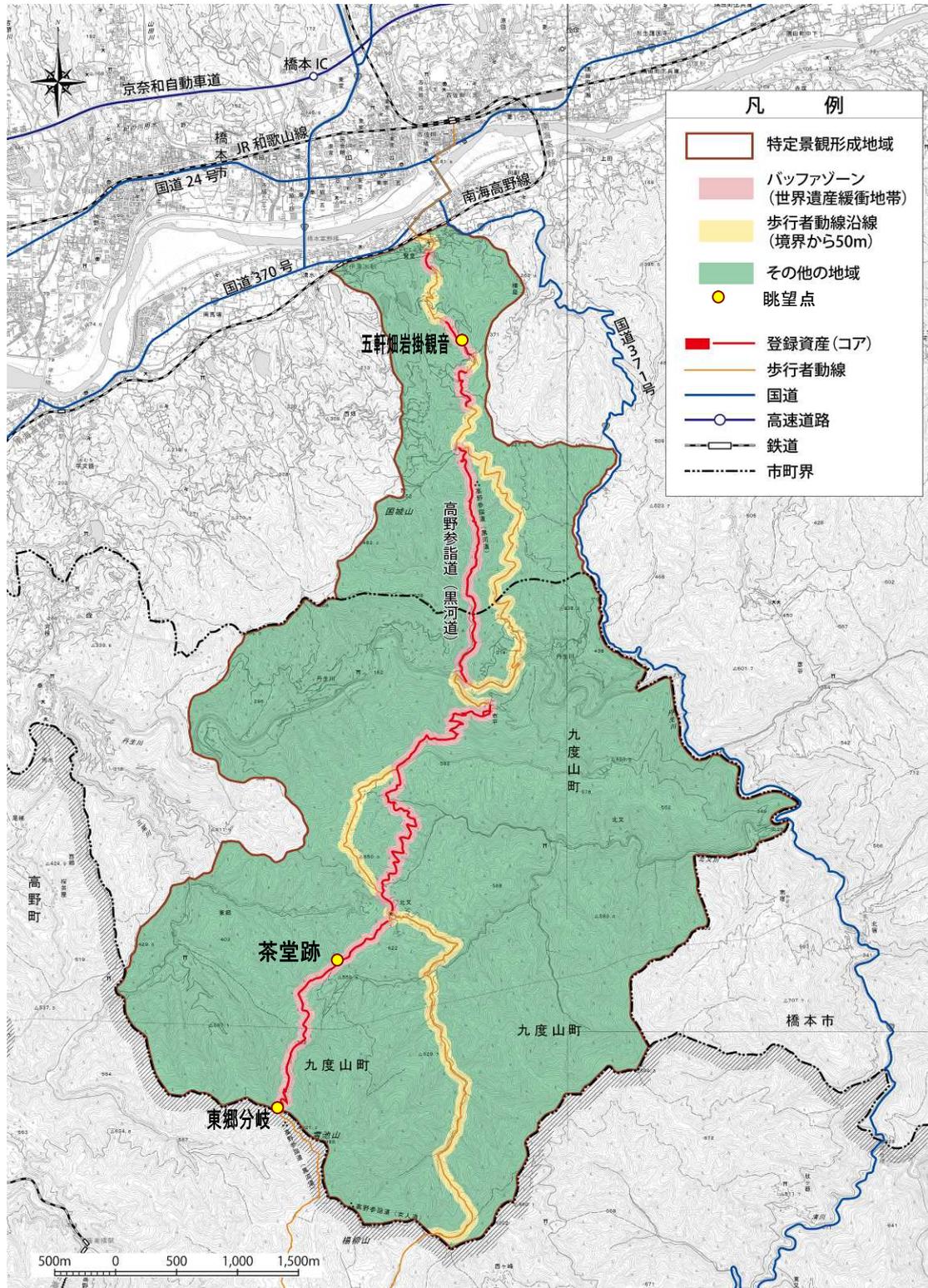


図 6 高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

2 届出が必要な行為

(1) 届出対象行為

●特定景観形成地域を除く景観計画区域

景観計画区域（特定景観形成地域を除く）において届出が必要な行為は以下の通りです。なお、特定景観形成地域における届出対象行為は別に定めています。

表 1 届出対象行為（特定景観形成地域を除く）

区 分		規 模
建築物の建築等 ¹		高さ 13m 超 または 建築面積 1,000 m ² 超
工作物の建設等 ²	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 13m 超
	③その他の工作物	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		3,000 m ² 超

¹ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下、同様）

² 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下、同様）

●特定景観形成地域

① 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域において届出が必要な行為は以下の通りです。

表 2 届出対象行為（熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域）

区 分	規 模			
	バッファゾーン	国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	左記以外	
建築物の建築等	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超 または 延べ面積 500 m ² 超	
工作物の建設等	①製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物で 次に掲げる用途に供す るもの ・アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラ ントその他これらに類 するもの ・自動車車庫の用途に供 する施設その他これら に類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却 施設その他の処理施設 の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾 塔、記念塔その他これ らに類するもの	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開 発行為	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採そ の他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源そ の他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000 m ² 超	
水面の埋立て	全ての行為	—	—	

② 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域において届出が必要な行為は以下の通りです。

表 3 届出対象行為（高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域）

区 分	規 模				
	バッファ ゾーン	天野集落	国道 370 号、 480 号、鉄道沿 線及び歩行者 動線沿道 (境界から 50m、200m)	その他の地域	
建築物の建築等	全ての行為	高さ 10m 超 または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 10m 超 または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または 延べ面積 1,000 m ² 超	
工作物の 建設等	全ての行為	高さ10m 超 または 築造面積 500m ² 超	高さ10m 超 または 築造面積 500m ² 超	高さ13m 超 または 築造面積 1,000m ² 超	
					①製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物 で次に掲げる用途に 供するもの ・アスファルトプラ ント、コンクリート プラント、クラッシャ ープラントその他こ れらに類するもの ・自動車車庫の用途に 供する施設その他こ れらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼 却施設その他の処理 施設の用途に供する もの ・太陽光発電施設
					②広告塔、広告板、装 飾塔、記念塔その他 これらに類するもの
③その他の工作物	全ての行為	高さ10m 超	高さ10m 超	高さ13m 超	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定す る開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘 採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生 資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
水面の埋立て	全ての行為	—	—	—	

③ 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域において届出が必要な行為は以下の通りです。

表 4 届出対象行為（熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域）

区 分		規 模		
		バッファゾーン	歩行者動線沿道 (道路境界から 50m、200m)	その他の地域
建築物の建築等		全ての行為	高さ 10m 超 または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または 延べ面積 1,000 m ² 超
工作物の建設等	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ 10m 超 または 築造面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
水面の埋立て		全ての行為	—	—

④ 熊野川周辺特定景観形成地域

熊野川周辺特定景観形成地域において届出が必要な行為は以下の通りです。

表 5 届出対象行為（熊野川周辺特定景観形成地域）

区分	規模		
	バッファゾーン	国道168号沿道 (道路境界から 200m)	その他の地域
建築物の建築等	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または 延べ面積500㎡超
工作物の建設等	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または築 造面積1,000㎡超
①製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物 で次に掲げる用途に 供するもの ・アスファルトプラ ント、コンクリートプラ ント、クラッシャープ ラントその他これら に類するもの ・自動車車庫の用途に供 する施設その他これ らに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却 施設その他の処理施 設の用途に供するも の ・太陽光発電施設	全ての行為	全ての行為	高さ13m超または築 造面積1,000㎡超
②広告塔、広告板、装飾 塔、記念塔その他これ らに類するもの	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開 発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

⑤ 高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域において届出が必要な行為は以下の通りです。

表 6 届出対象行為（高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域）

区 分	規 模			
	バッファゾーン	歩行者動線沿道 (道路境界から 50m)	その他の地域	
建築物の建築等	全ての行為	高さ 10m超 または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m超 または 延べ面積 1,000 m ² 超	
工作物の 建設等	全ての行為	高さ10m 超 または 築造面積500m ² 超	高さ13m 超 または 築造面積1,000m ² 超	
				①製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物 で次に掲げる用途に 供するもの ・アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントその他 これらに類するもの ・自動車車庫の用途に 供する施設その他これらに 類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設 その他の処理施設の用途に 供するもの ・太陽光発電施設
				②広告塔、広告板、装飾塔、 記念塔その他これらに類する もの
③その他の工作物	全ての行為	高さ10m 超	高さ13m 超	
都市計画法第4条第12項に規定する 開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘 採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資 源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超	
水面の埋立て	全ての行為	—	—	

(2) 届出の対象外となる行為

① 景観法等による行為

以下の行為については、景観法に基づく届出の対象外となります。

(ア) 景観法施行令等で定めるもの（法第 16 条第 7 項）

1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

○景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 8 条に定めるもの

- ① 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ② 仮設の工作物の建設等
- ③ 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④ ①～③に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の工作物（道路（私道を除く。）から望見されることのないものに限る。）及び消火設備を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m を超えるものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が 2m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2m を超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 景観重要建造物について、法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為

4 景観計画に法第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

5 景観重要公共施設について、法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

6 法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

- 7 国立公園又は国定公園の区域内において、法第 8 条第 2 項第 4 号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 8 法第 61 条第 1 項の景観地区内で行う建築物の建築等
- 9 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 10 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 1 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

○景観法施行令第 9 条に定めるもの

景観法第 16 条第 7 項第 10 号の政令で定める行為は、法第 8 条第 4 項第 2 号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第 16 条第 7 項第 10 号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

- 11 その他政令又は景観行政団体の条例³で定める行為

○景観法施行令第 10 条に定めるもの

- ① 景観計画に定められた開発行為又は令第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- ② 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ③ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為
- ④ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

³ 景観行政団体の条例で定める行為は次項参照

(イ) 景観行政団体の条例で定める行為

表 7 届出の対象外となる行為 (他の法令等により措置が講じられる行為)

(和歌山県景観条例施行規則第 7 条第 2 項)

法令又は条例	行 為
(1) 自然公園法	第 10 条第 3 項 (国立公園事業で、国及び公共団体以外の者が環境大臣の認可を受けて行うもの) 若しくは第 16 条第 3 項 (国定公園事業で、国及び公共団体以外の者が県知事の認可を受けて行うもの) の認可に係る行為 第 20 条第 3 項 (特別地域内の行為の許可)、第 21 条第 3 項 (特別保護地区内の行為の許可) 若しくは第 22 条第 3 項 (海城公園地区内の行為の許可) の許可に係る行為 第 68 条第 1 項の規定による協議 (国の機関が行う第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項又は第 23 条第 3 項第 8 号の規定による行為で、国立公園は環境大臣に、国定公園は県知事に行う協議) に係る行為又は同条第 3 項の規定による通知 (国の機関が行う規定による行為で国立公園は環境大臣に、国定公園は県知事に行う通知) に係る行為
(2) 和歌山県立自然公園条例	第 20 条第 3 項 (特別地域内の行為の許可) の許可に係る行為
(3) 和歌山県自然環境保全条例	第 14 条第 1 項 (特別地区内の行為の許可) の許可に係る行為
(4) 都市公園法	第 5 条第 1 項 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可) 又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可 (都市公園の占用の許可) に係る行為 (同法第 9 条の規定 (国が行う都市公園の占用の特例) により当該許可があったものとみなされるものを含む。)
(5) 都市計画法	第 58 条第 1 項 (風致地区内における行為) の規定に基づく市町村の条例による許可に係る行為
(6) 文化財保護法	第 43 条の 2 第 1 項 (重要文化財の修理の届出) 又は第 127 条第 1 項 (史跡名勝天然記念物の復旧の届出) の規定による届出に係る行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項 (伝統的建造物群保存地区) に規定する市町村の条例で定める規制に係る行為
(7) 文化財保護法に基づく市町村の条例	第 182 条第 2 項に基づく市町村の条例による許可に係る行為
(8) 和歌山県文化財保護条例	第 12 条第 1 項 (指定文化財の現状変更等の行為の許可) の許可に係る行為

② その他の行為

以下の行為については届出の対象外となります。

表 8-1 届出の対象外となる行為 (その他の行為)

(和歌山県景観条例施行規則第 7 条第 3 項)

区 分	行 為
<p>建築物の建築等 工作物の建設等</p>	<p>○景観計画区域全域にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が 10 m²を超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが 13m を超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。） ・建築物等（法第 16 条第 1 項の規定による届出がなされたものに限る。）の改築で、当該建築物等の外観又は色彩の変更を伴わないもの ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該工作物の高さが 1.5m を超えないもの（太陽光発電施設を除く。） ・土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること。 ・設置期間が 90 日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・林業を営むために行う土地の形質の変更 ・建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積の合計が 400 m²以内であって、次の行為の区分に応じ定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 屋根について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の 1/4 以内又は建築物の鉛直投影面積の 1/10 以内のもの ② 外観について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の 1/4 以内のもの ・架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ 15m を超えないもの（バッファゾーンの区域並びに熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の国道 168 号の道路境界から 200m 以内の区域において行う行為を除く。） <p>○熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッファゾーンの区域において行う表 9 の左欄に掲げる行為 ・国道 168 号の道路境界から 200m 以内の区域において行う別表第 2 の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの <p>○高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域及び高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッファゾーンの区域において行う表 10 に掲げる行為 <p>○熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッファゾーンの区域において行う表 11 に掲げる行為

表 8-2 届出の対象外となる行為 (その他の行為)

(和歌山県景観条例施行規則第 7 条第 3 項)

区 分	行 為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること ・林業を営むために行う土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積 ・堆積の期間が 90 日を超えない物件の堆積
水面の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立て (バッファゾーンの区域を除く。)

表 9 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域 及び 熊野川周辺特定景観形成地域

行 為	規 模
1 溝、井せき、とい、水車、風車 (発電用のものを除く。)、農業用水槽、林業用水槽又は防火用水槽を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル 以内
2 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル 以内 かつ 延べ面積 30 平方メートル 以内
3 門、生け垣、又は高さが 3メートル以下であり、かつ水平投影面積が 30 平方メートル以下である小屋等を新築し、改築し、又は増築すること。	全て (門にあっては高さ 3メートル 以内)
4 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル 以内
5 漁具整備場、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル 以内 かつ 延べ面積 30 平方メートル 以内
6 宅地内の土石を採取すること。	30 平方メートル 以内

表 10 高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域

行 為
1 水平投影面積が30平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以内の建築物を新築し、改築又は増築すること。
2 高さが1.5メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが5メートル以内の工作物(建築物を除く。)を新設し、改築し又は増築すること。
3 色彩を変更する部分の面積が5平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
4 採取する土石又は採掘する鉱物の体積が1立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
5 面積が100平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが1.5メートル以内である土地の形質を変更すること。
6 埋立て又は干拓後の面積が100平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
7 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
8 ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
9 棚、囲い、水槽、散水塔、水車、風車(観光用又は発電用のものを除く。)等を新築し、改築し、又は増築すること。
10 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
11 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
12 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
13 宅地内の土石を採取すること。

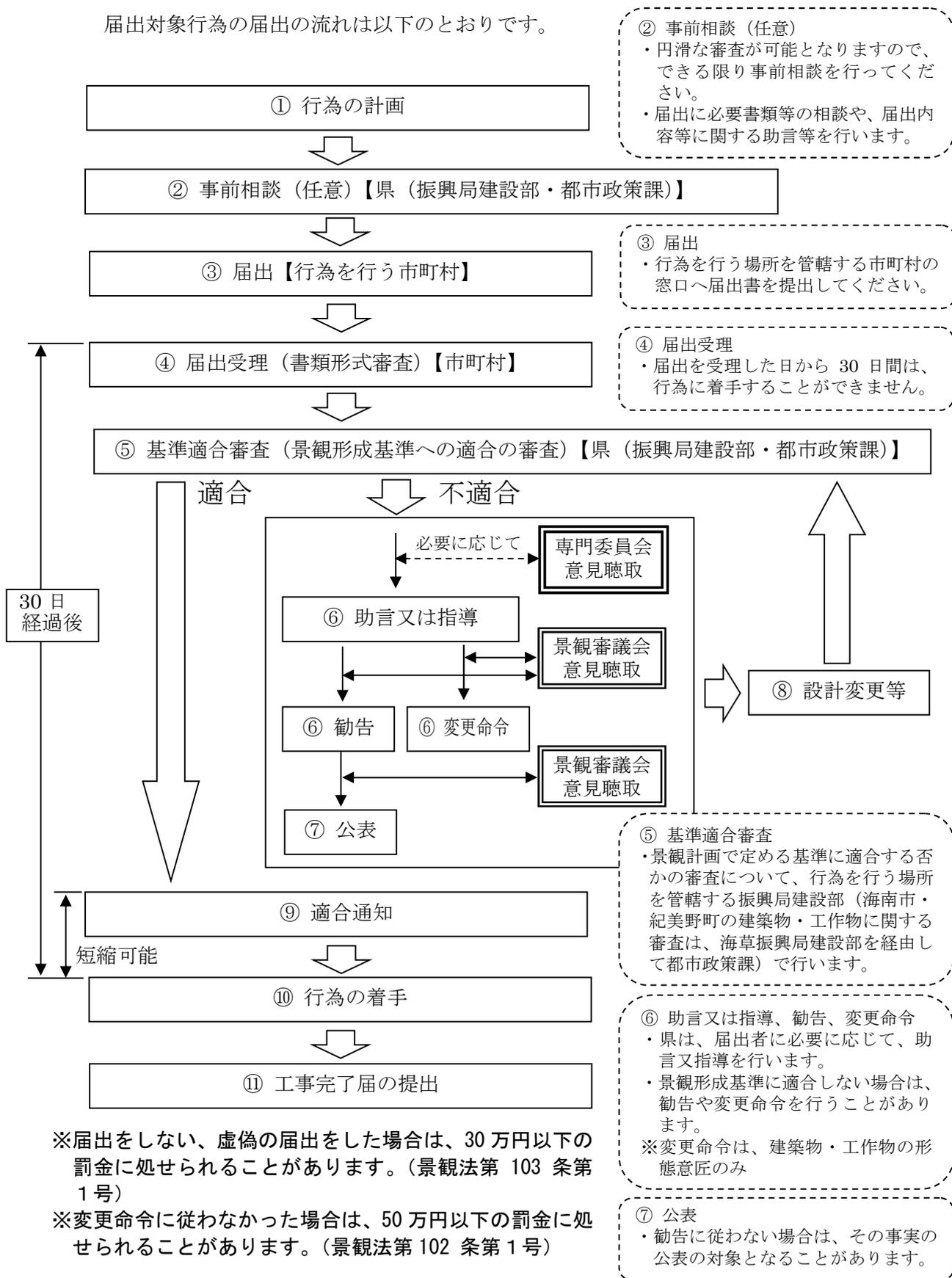
表 11 熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

行 為
1 水平投影面積が30平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以内の建築物を新築し、改築し又は増築すること。
2 高さが1.5メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが5メートル以内の工作物(建築物を除く。)を新設し、改築し又は増築すること。
3 色彩を変更する部分の面積が5平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
4 採取する土石又は採掘する鉱物の体積が1立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
5 面積が100平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが1.5メートル以内である土地の形質を変更すること。
6 埋立て又は干拓後の面積が100平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
7 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
8 ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
9 棚、囲い、肥料だめ、水槽、散水塔、水車、風車(観光用又は発電用のものを除く。)等を新築し、改築し、又は増築すること。
10 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
11 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
12 宅地内の土石を採取すること。

3 届出の手順

(1) 届出手続きの流れ

届出対象行為の届出の流れは以下のとおりです。



※届出をしない、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第103条第1号）

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第102条第1号）

(2) 届出に添付する図書

行為の届出にあたっては、景観計画区域内における行為の届出書（別記第6号様式）に以下の図書を添付してください。

表 12 届出に添付する書類

行 為	届出に添付する図書	縮 尺
・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1 / 2,500 以上
	②当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—
・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	③当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1 / 100 以上
	④建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図 ※色彩のマンセル値（日本産業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）を表示してください。	1 / 50 以上
・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘探その他の土地の形質の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・水面の埋立て	①当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1 / 2,500 以上
	②当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—
	③設計図又は施行方法を明らかにする図面	1 / 100 以上

○橋本市、新宮市、かつらぎ町、那智勝浦町の各市町の歴史文化的景観保全条例、九度山町高野参詣道周辺景観保護条例、熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例（白浜町）、すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例及び熊野古道大辺路新田平見、富山平見、飛渡谷及び清水峠周辺の文化的景観の保護に関する条例（串本町）の許可対象行為は市町条例による許可申請と和歌山県景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができます。

○バッファゾーン⁴以外の軽易な行為⁵に係る届出の添付書類は①、③、（建築物にあつては④）とし、縮尺については行為の内容がわかるものであれば縮尺は任意とします。また、①および③の図面を兼ねることができるものとします。

⁴ 和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域

⁵ 軽易な行為：届出対象行為のうち、建築物については延べ床面積30㎡以下かつ高さ3m以下、工作物については高さ3m以下、その他については面積30㎡以下のものに係る行為

○その他参考となるべき事項を記載した書類や添付が必要な図書を追加することがあります。

○代理者による届出を行う場合は、委任状の提出が必要です。様式は任意で結構ですが、参考様式として、委任状（参考様式）を参考にしてください。

表 13 太陽光発電施設の新設等の場合に表 12 に加えて添付する書類

行 為	届出に添付する図書
・工作物（太陽光発電施設）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	① 太陽光発電施設の築造面積の算出根拠資料
	② 太陽光パネルの仕様等が分かる資料（カタログ等） ※ 外観、寸法、太陽光パネルの色彩（低反射性の確認）が分かる資料
	③ フレームや架台、付属設備の色彩が分かる資料
	④ 完成予想図（パース図、フォトモンタージュ）当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 ※ 最終的な仕上がりイメージを共有し、景観への影響や配慮について評価を行うため、完成予想図（パース図、フォトモンタージュ）等を作成

（3）届出内容に変更が生じた場合

適合通知書の交付を受けた届出行為について、届出内容のうち、設計又は施行方法について変更が生じた場合は、変更届出書を提出する必要があります。必要書類は以下のとおりです。

- ・ 景観計画区域内における行為の変更届出書（別記第 6 号様式）
- ・ 変更箇所が分かる図面
- ・ 変更理由
- ・ 前回の届出書（副本）の写し
- ・ 前回の適合通知書の写し

届出内容のうち、設計又は施行方法以外で届出者や代理者の氏名等に変更が生じた場合は、軽微な変更届出書を提出してください。

- ・ 景観計画区域内における行為の軽微な変更届出書（手引き第 1 号様式）

(4) 工事が完了した場合

適合通知書の交付を受けた届出行為について、工事が完了した場合は、速やかに工事完了届出書を提出する必要があります。必要書類は以下のとおりです。

- ・ 景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書（別記第7号様式）
- ・ 完成写真

(5) 届出先等

行為の届出書や工事完了届出書の届出先は以下のとおりです。

表 14 届出先窓口

市町村名	担当課名	電話番号	郵便番号	住所
海南市	都市整備課	073-483-8480	642-8501	海南市南赤坂 11 番地
橋本市	まちづくり課	0736-33-6103	648-8585	橋本市東家一丁目 1 番 1 号
有田市	経営企画課	0737-22-3731	649-0392	有田市箕島 50 番地
御坊市	都市建設課	0738-23-5512	644-8686	御坊市菌 350 番地
新宮市	都市建設課	0735-23-3353	647-8555	新宮市春日 1 番 1 号
紀の川市	都市計画課	0736-77-2511	649-6492	紀の川市西大井 338 番地
岩出市	都市計画課	0736-62-2141	649-6292	岩出市西野 209 番地
紀美野町	建設課	073-489-5904	640-1192	海草郡紀美野町動木 287 番地
かつらぎ町	企画公室	0736-22-0300	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160 番地
九度山町	建設課	0736-54-2019	648-0198	伊都郡九度山町九度山 1190
湯浅町	産業建設課	0737-64-1124	643-0002	有田郡湯浅町青木 668 番地 1
広川町	企画政策課	0737-23-7731	643-0071	有田郡広川町広 1500 番地
美浜町	農林水産建設課	0738-23-4952	644-0044	日高郡美浜町和田 1138-278
日高町	企画まちづくり課	0738-63-3806	649-1213	日高郡日高町高家 626 番地
由良町	地域整備課	0738-65-1203	649-1111	日高郡由良町里 1220-1
印南町	建設課	0738-42-1734	649-1534	日高郡印南町印南 2570
みなべ町	建設課	0739-33-9370	645-0002	日高郡みなべ町芝 742 番地
日高川町	企画政策課	0738-22-2041	649-1324	日高郡日高川町土生 160 番地
白浜町	建設課	0739-43-6589	649-2211	西牟婁郡白浜町 1600 番地
上富田町	建設課	0739-34-2374	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来 763 番地
すさみ町	産業振興課	0739-55-4805	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見 4089
那智勝浦町	建設課	0735-52-0560	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地 7 丁目 1 番地 1
太地町	産業建設課	0735-59-2335	649-5171	東牟婁郡太地町太地 3767-1
古座川町	建設課	0735-72-0180	649-4104	東牟婁郡古座川町高池 673-2
北山村	産業建設課	0735-49-2331	647-1603	東牟婁郡北山村大沼 42
串本町	建設課	0735-67-7262	649-3592	東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

※和歌山市、田辺市、高野町、有田川町は景観行政団体になっています。

届出に関する問合せや事前相談は、行為を行う場所を管轄する振興局建設部もしくは都市政策課までお願いします。

表 15 届出に関する問合せ先

行為を行う場所	相談窓口			
	担当窓口	電話番号	郵便番号	住所
海南市 紀美野町	(建築物、工作物) 都市政策課 景観・公園班	073-441-3228	640-8585	和歌山市小松原通一丁目1番地
	(開発行為、土地の形質の変更等) 海草振興局 建設部 総務調整課	073-488-1366	640-8312	和歌山市森小手穂227番地
紀の川市 岩出市	那賀振興局 建設部 総務調整課	0736-61-0030	649-6223	岩出市高塚 209
橋本市 かつらぎ町 九度山町	伊都振興局 建設部 総務調整課	0736-33-4922	648-8541	橋本市市脇四丁目5番8号
有田市 湯浅町 広川町	有田振興局 建設部 総務調整課	0737-64-1299	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1
御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町	日高振興局 建設部 総務調整課	0738-24-2908	644-0011	御坊市湯川町財部651
白浜町 上富田町	(建築物) 西牟婁振興局 建設部 建築課	0739-26-7922	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1
	(工作物、開発行為、土地の形質の変更等) 西牟婁振興局 建設部 総務調整課	0739-26-7921		
すさみ町 古座川町 串本町	東牟婁振興局 串本建設部 総務管理課	0735-62-0755	649-3503	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8
新宮市 那智勝浦町 太地町 北山村	東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	0735-21-9624	647-8551	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

【届出書の必要部数】

届出書は3部（正1部、副1部、控1部）作成し、行為を行う場所を管轄する市町村へ提出してください。

海南市、紀美野町内で建築物の建築等もしくは工作物の建設等の行為を行う場合は、届出書は4部（正1部、副1部、控2部）作成し、海南市もしくは紀美野町へ提出してください。

【変更届出書及び軽微な変更届出書の必要部数】

変更届出書及び軽微な変更届出書の部数及び提出先は、届出書と同様です。

【工事完了届出書の必要部数】

工事完了届出書は2部（正1部、控1部）作成し、行為を行う場所を管轄する市町村へ提出してください。

海南市、紀美野町内で建築物の建築等もしくは工作物の建設等の行為の工事完了届出書は3部（正1部、控2部）作成し、海南市もしくは紀美野町へ提出してください。

4 事前協議制度

(1) 事前協議制度の概要

計画や設計の段階から、事業者の方と事前に協議を行うことで、より良好な景観形成を進めることを目的に事前協議制度を設けています。

また、建築物の形態意匠は多岐にわたることから、様々な視点や専門的な観点から指導・助言をすることでより良好な景観形成を促進できると考えています。

(2) 事前協議の手順

① 事前協議が必要となる区域

景観計画区域のうち、次に掲げる区域です。

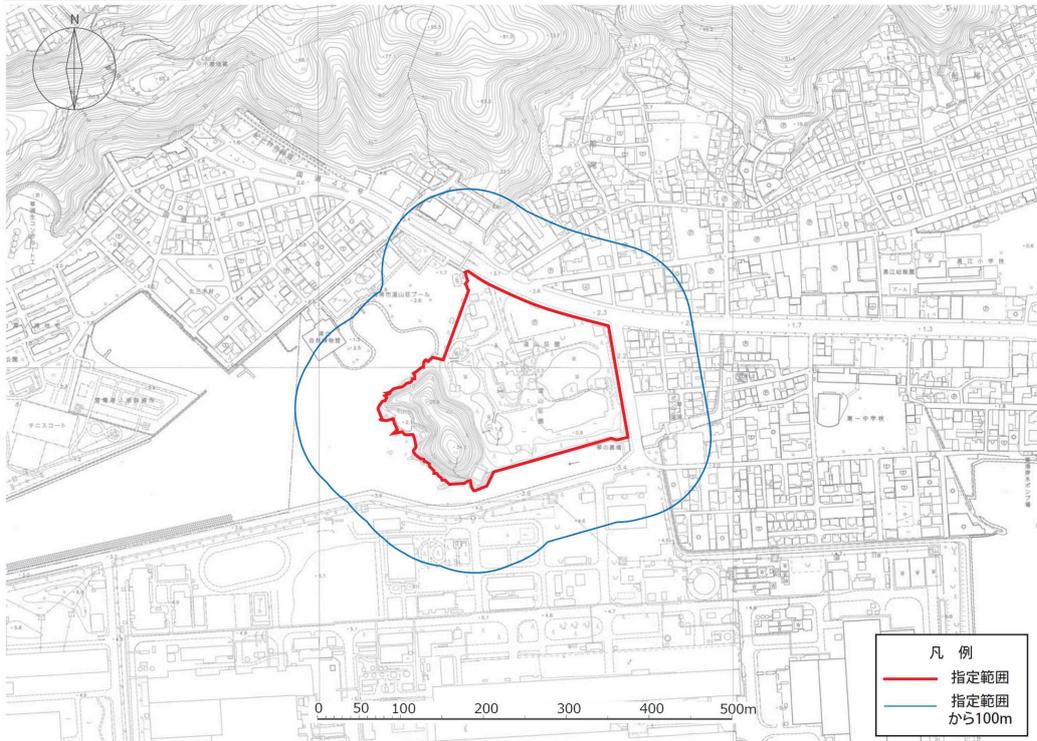
(ア) 特定景観形成地域

	特定景観形成地域の名称	対象市町村
1	熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域 (図 2 参照)	新宮市 那智勝浦町
2	高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域 (図 3 参照)	かつらぎ町 九度山町 紀の川市
3	熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域 (図 4-1、図 4-2 参照)	白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
4	熊野川周辺特定景観形成地域 (図 5 参照)	新宮市
5	高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域 (図 6 参照)	橋本市 九度山町

(イ) 国指定名勝（文化財保護法第109条第1項）から100m以内の区域

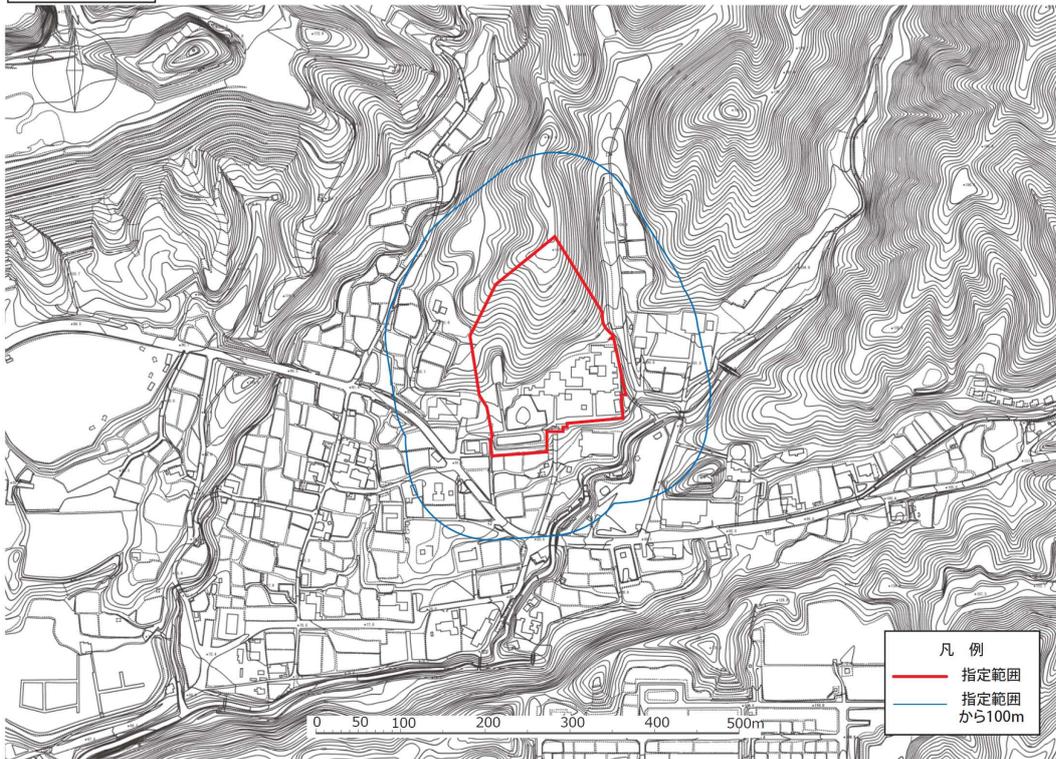
【名称】琴ノ浦温山荘庭園 【所在地】海南市船尾矢ノ島

琴ノ浦山荘庭園



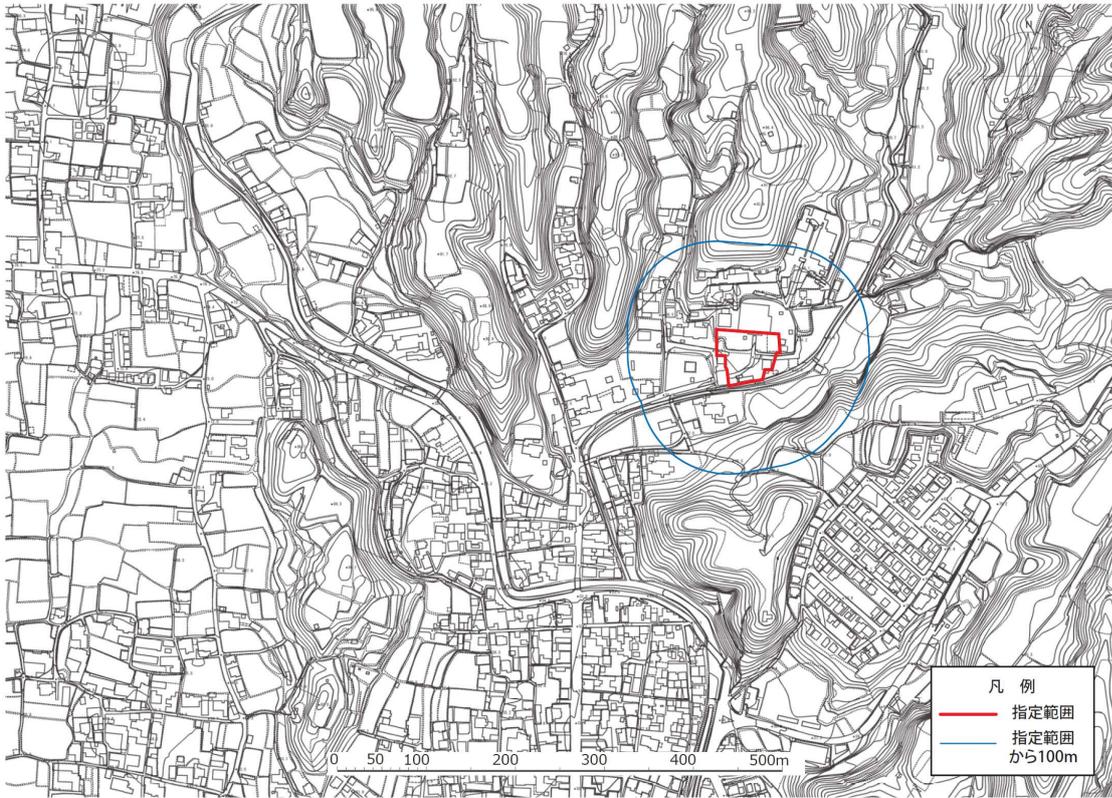
【名称】根来寺庭園 【所在地】岩出市根来

根来寺庭園

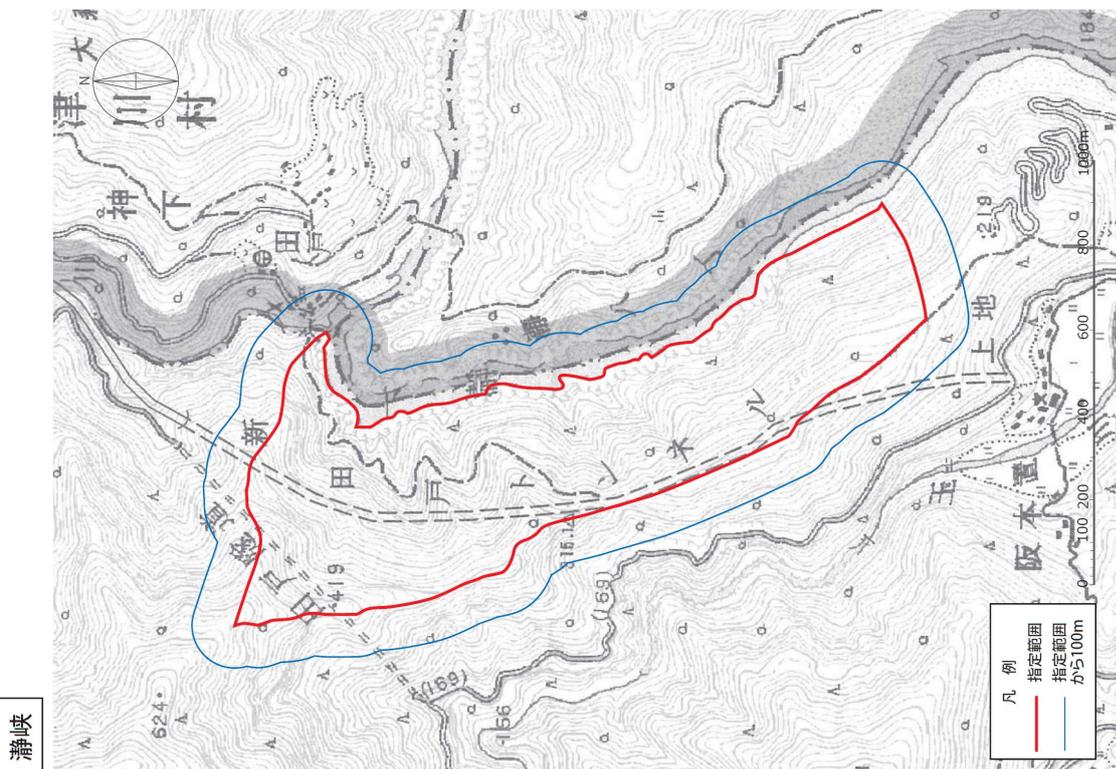


【名称】粉河寺庭園 【所在地】紀の川市粉河

粉河寺庭園

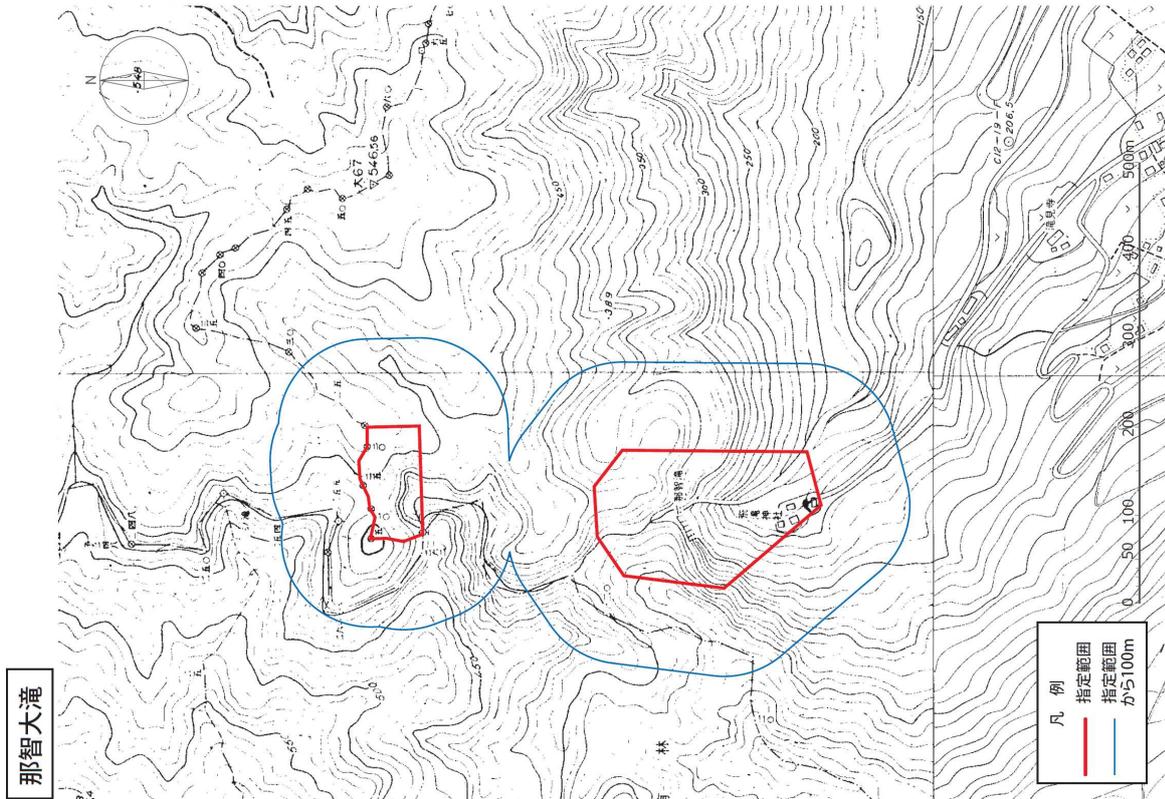


【名称】瀨八丁 【所在地】新宮市熊野川町玉置口

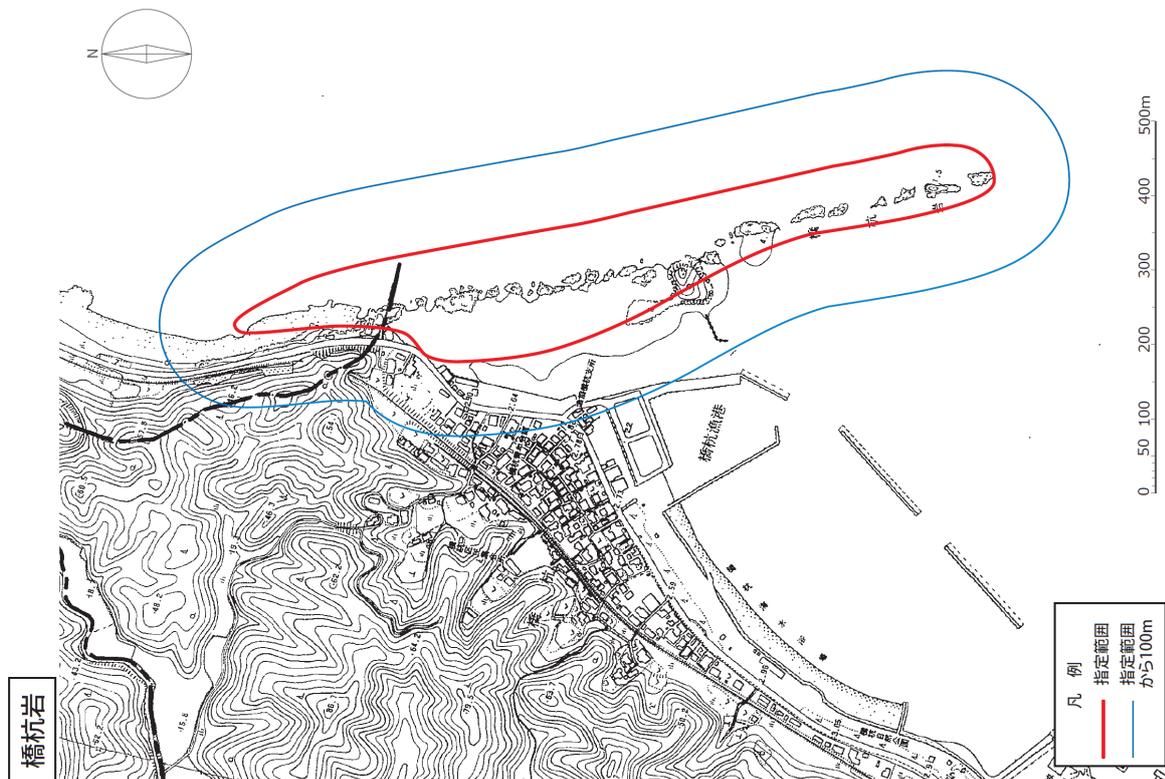


瀨八丁

【名称】那智大滝 【所在地】那智勝浦町那智山

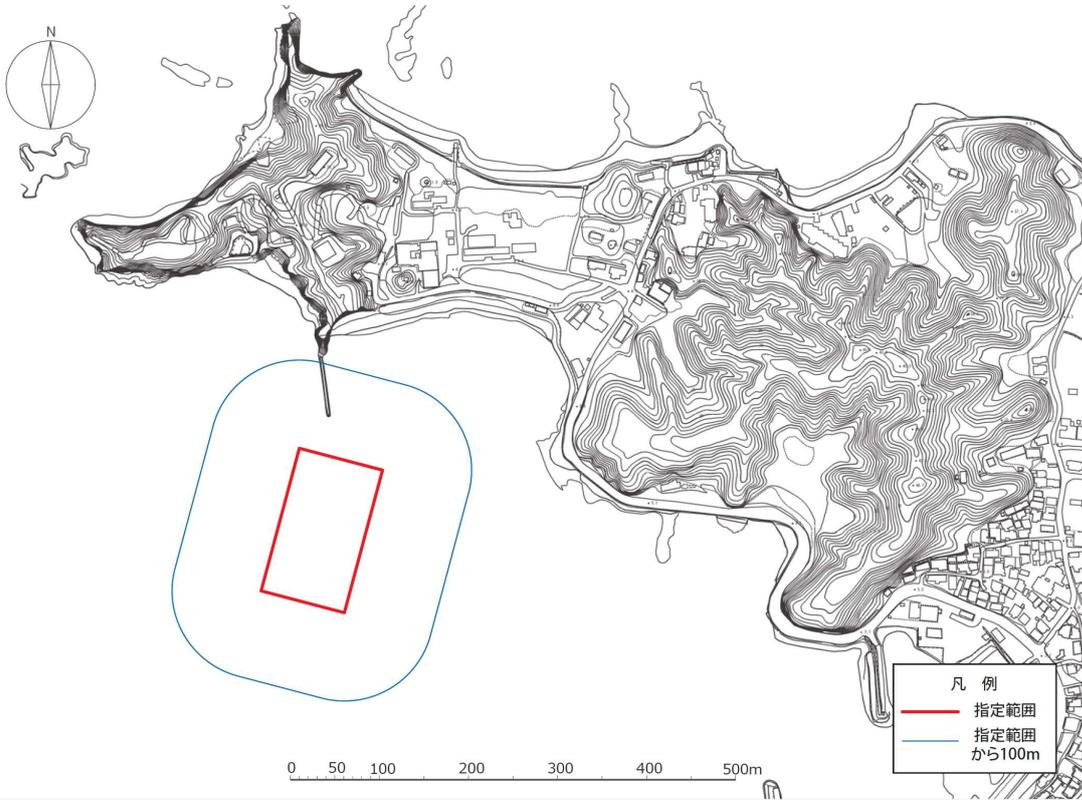


【名称】橋杭岩 【所在地】串本町鬮野川、姫

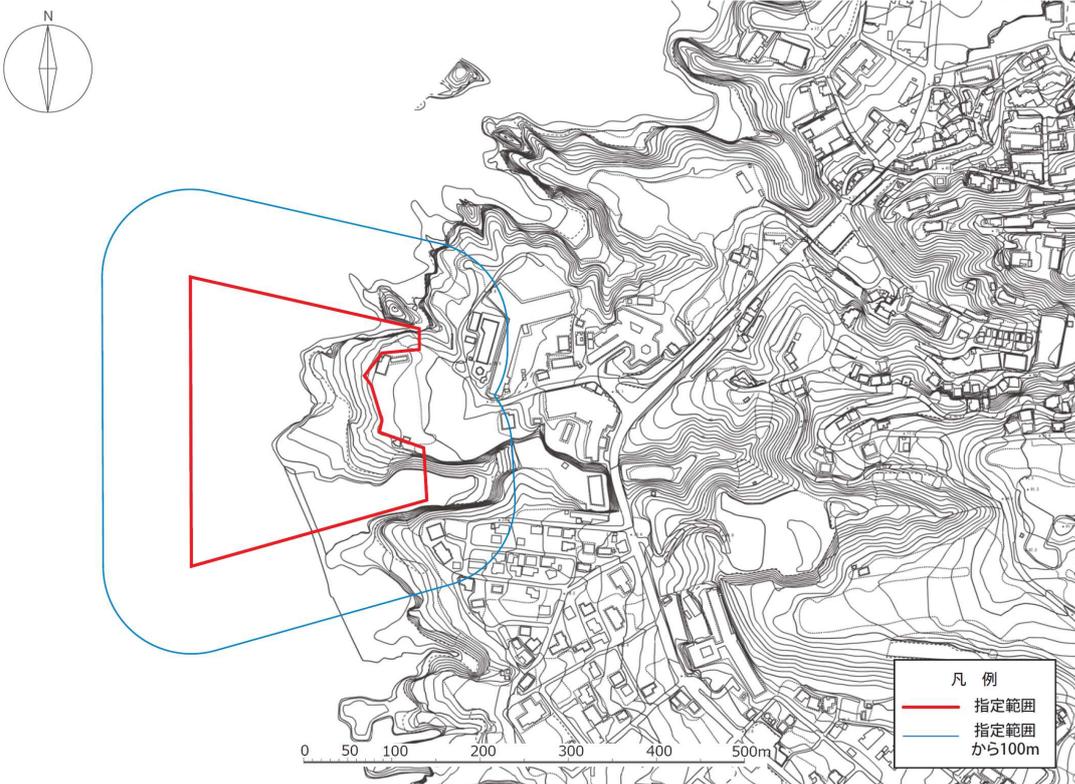


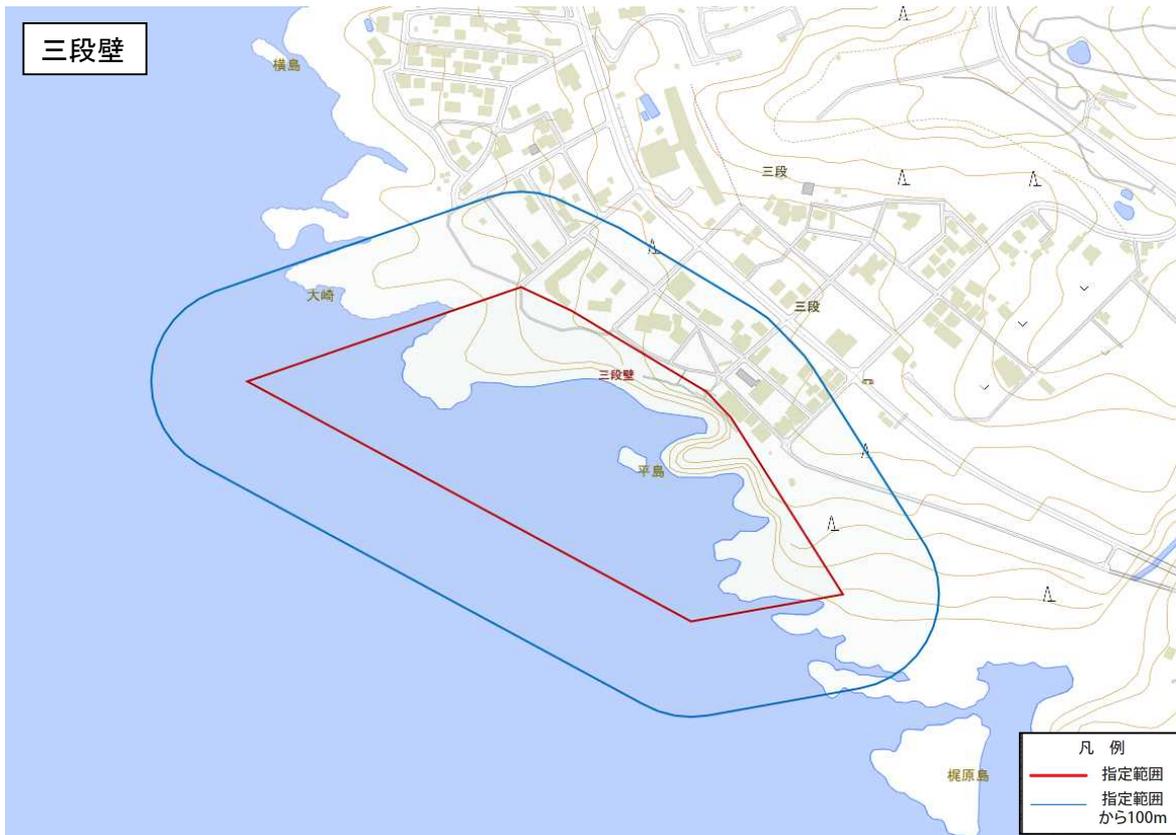
【名称】円月島（高嶋）・千畳敷・三段壁 【所在地】白浜町字高嶋、字瓜切

円月島(高嶋)

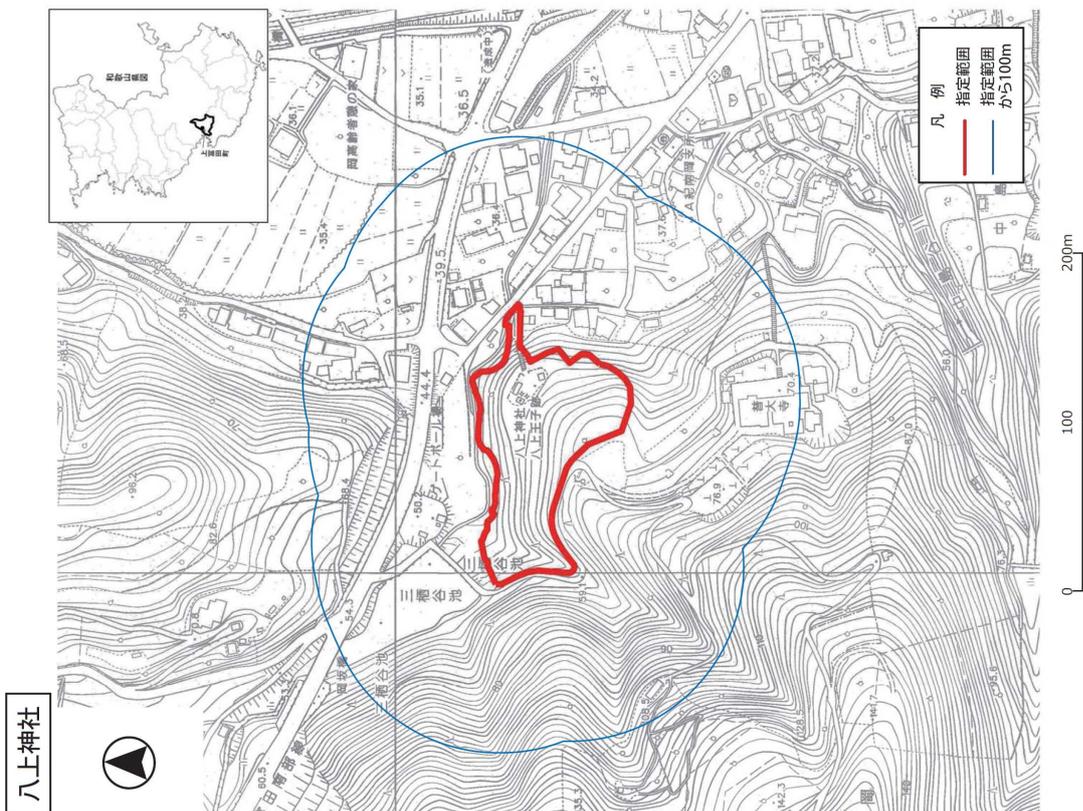


千畳敷

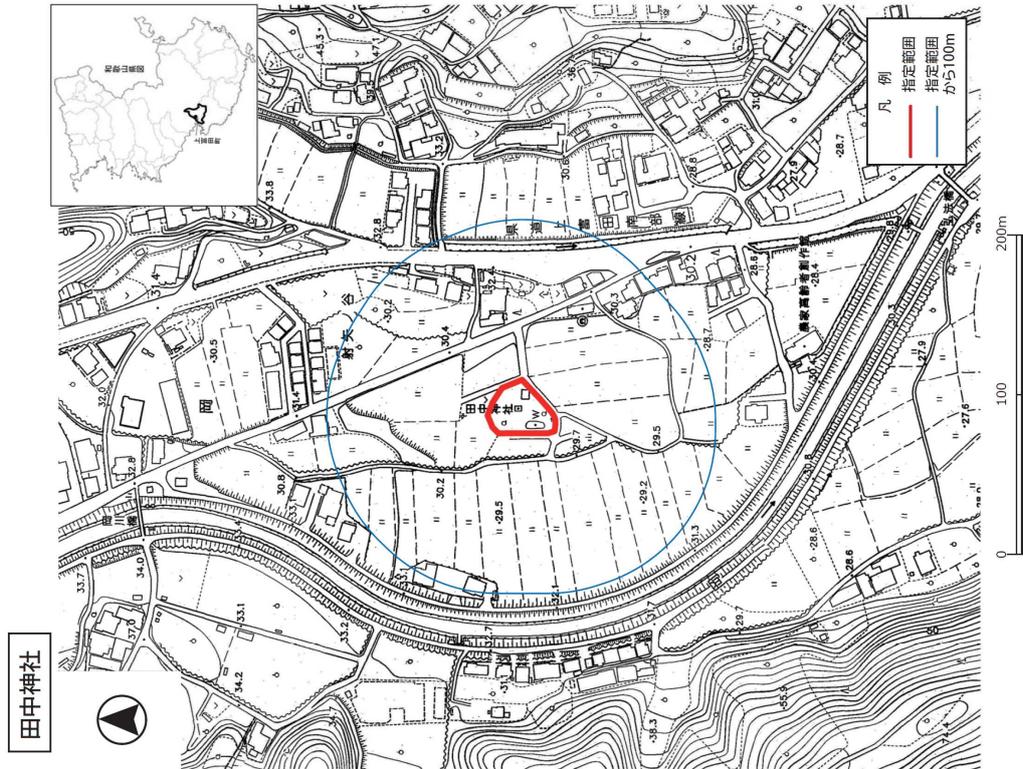




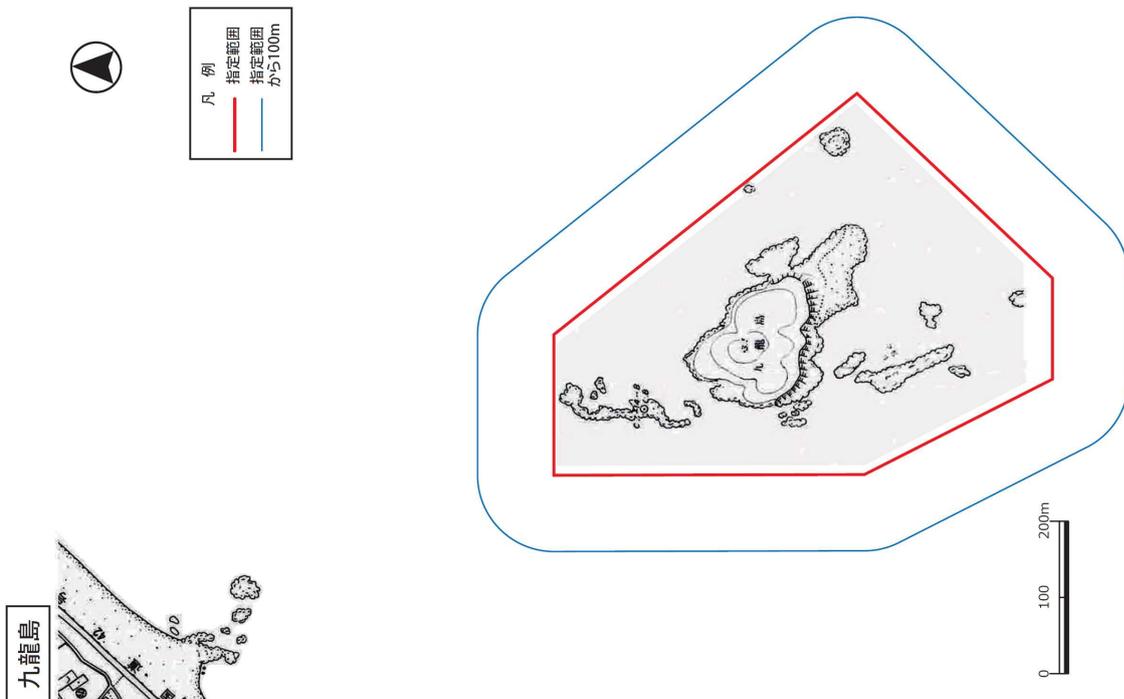
【名称】南方曼陀羅の風景地 八上神社 【所在地】上富田町



【名称】 南方曼陀羅の風景地 田中神社 【所在地】 上富田町



【名称】 南方曼陀羅の風景地 九龍島 【所在地】 串本町



【名称】南方曼陀羅の風景地 金刀比羅神社 【所在地】白浜町

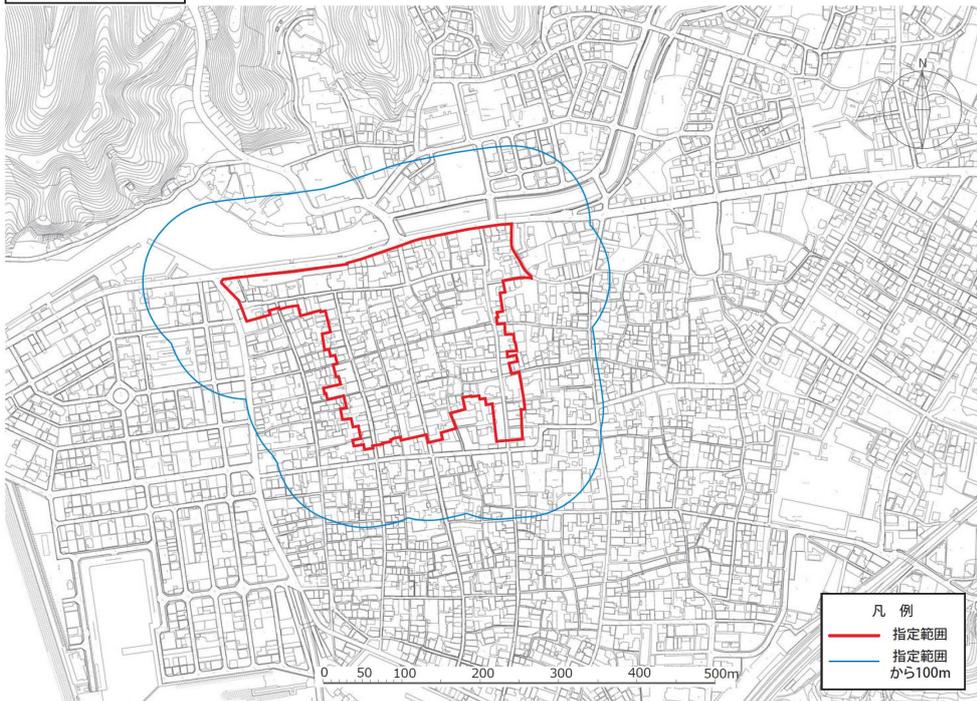
金刀比羅神社



(ウ) 重要伝統的建造物群保存地区（文化財保護法第144条第1項）から100m以内の区域

【名称】湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区 【所在地】湯浅町

湯浅町伝建地区



② 事前協議対象行為

高さが 13m 又は建築面積が 1,000 m² を超える建築物で景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出が必要となる行為

③ 事前協議事項

建築物の形態、意匠、高さ、敷地内の配置や緑化など周辺景観と調和すべき事項

④ 事前協議時期

景観法に基づく届出を行う前

⑤ 事前協議の終了

景観形成基準に適合している場合は、事前協議書の事前協議完了確認欄に事前協議が完了したことを記入し、副本を返却します。

⑥ 事前協議後の景観法に基づく届出の簡略化

事前協議後に、景観法に基づく届出と事前協議の内容に変更がない場合は、事前協議が完了した事前協議書を添付することで、届出時に一部書類を省略することができます。

(3) 事前協議書に添付する図書

事前協議書の提出にあたっては以下の図書を添付してください。

行 為	届出に添付する図書	縮 尺
・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状態を表示する図面	1 / 2,500 以上
	②当該敷地及び当該敷地の周辺の状態を示す写真	—
	③当該敷地内における建築物の位置を表示する図面	1 / 100 以上
	④建築物の彩色が施された 2 面以上の立面図 ※色彩のマンセル値（日本産業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）を表示してください。 ※増築等の行為の場合は、既存建築物についても表示してください。	1 / 50 以上

(4) 事前協議書の提出先

行為を行う場所を管轄する振興局建設部もしくは都市政策課へ提出してください。表 15 届出に関する問合せ先 を参照してください。

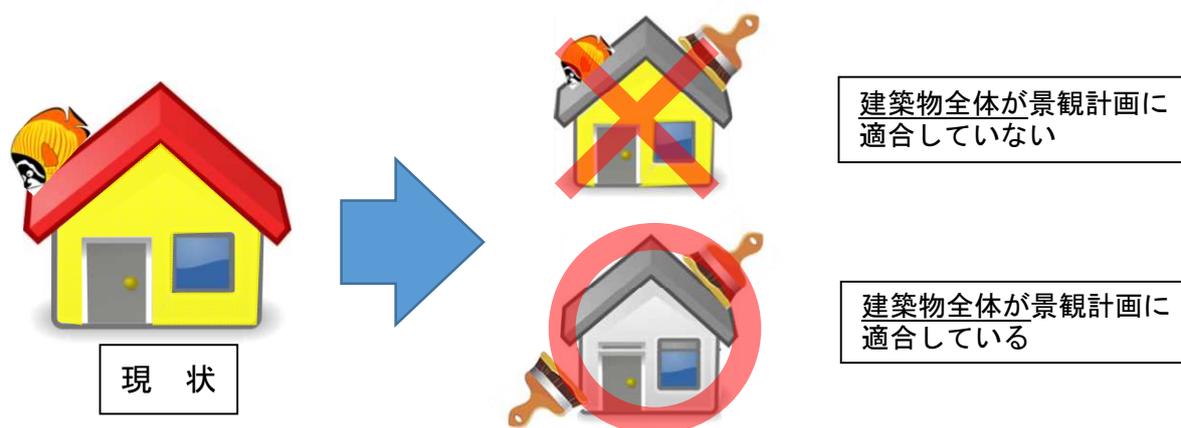
【事前協議書の必要部数】

事前協議書は2部（正1部、副1部）作成し、行為を行う場所を管轄する振興局建設部もしくは都市政策課へ提出してください。

5 既存建築物の行為の制限等

(1) 既存建築物の行為の制限の概要

良好な景観形成を促進するため、景観上重要な地域等において周辺景観に及ぼす影響が大きい一定規模以上の既存の建築物について、一定規模以上の増改築や外壁塗装等行う場合には、建築物全体に対して景観計画に定める形態意匠の制限に適合させるものとします。



※色彩だけではなく意匠に関わる部分も対象です

図 7 屋根の塗り替えをしようとするときの例

(2) 既存建築物の行為の制限の内容

① 既存建築物の行為の制限を受ける建築物

(ア) 対象とする区域

事前協議が必要となる区域と同様です。詳細は 4 (2) ①事前協議が必要となる区域 を参照してください。

(イ) 対象とする建築物

良好な景観形成を進める上で、周辺景観への影響が大きい建築物として、高さが 13m 又は建築面積が 1,000 m²を超える建築物

② 対象となる行為

以下の行為を行う場合を対象とします。これらの行為を行う場合は、建築物全体を景観計画に規定する形態意匠の制限の基準に適合させなければなりません。

○ 建築物の増築又は改築

当該建築物の延べ面積の1/5を超える増築又は改築

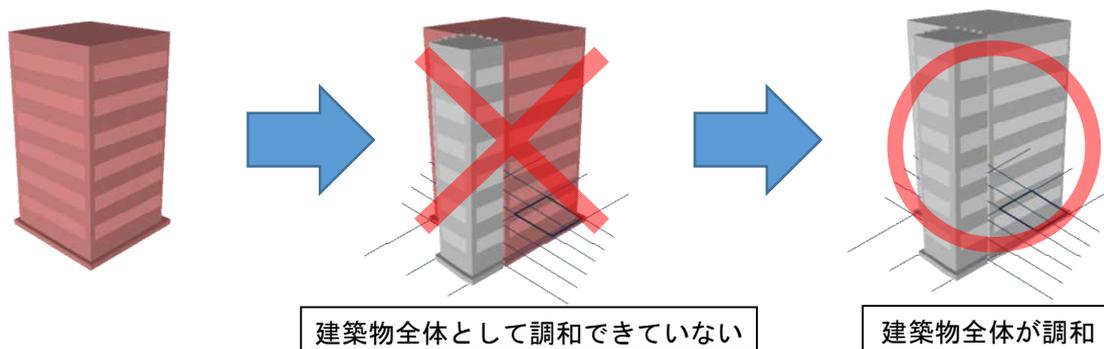


図 8 建築物の増築又は改築を行う場合

○ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
当該行為に係る面積が 400 m²を超える場合で、次の行為の区分に応じ定めるもの

● 屋根について行う修繕等

当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の 1/4 を超えるもの若しくは建築物の鉛直投影面積の 1/10 を超えるもの

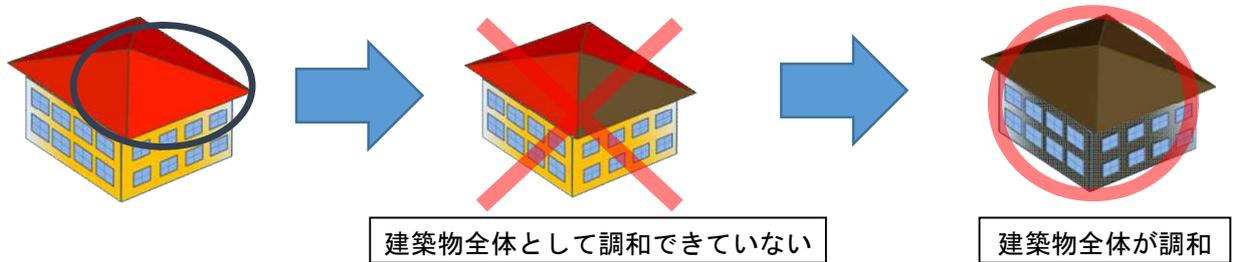


図 9 屋根（屋根全体の面積の 1/4 超）について行う修繕等

● 外観について行う修繕等

当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の 1/4 を超えるもの

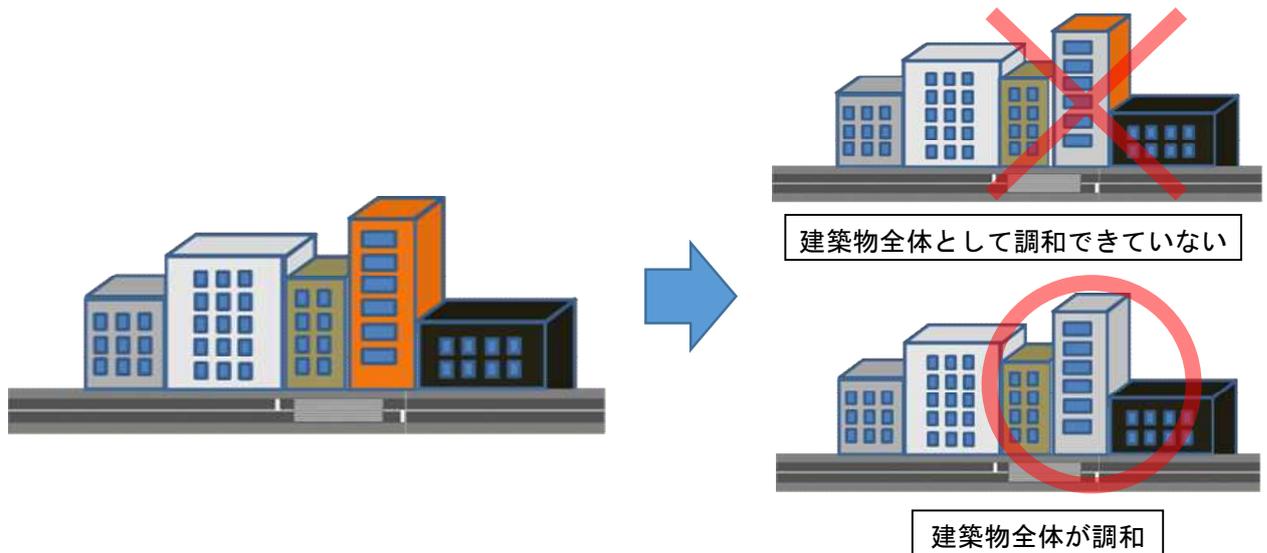


図 10 外壁（外壁全体の面積の 1/4 超）について行う修繕等

③ 緩和規定対象となる行為

大規模建築物などで、複数回に分けて建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合、全体計画を策定し、事前協議が完了した上で、次に掲げる基準に適合すると認める場合は、5年の間に段階的に施行することができます。

- 当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
- 計画するすべての行為の完了後（5年後）において、建築物全体が基準に適合することとなること。

6 届出様式等

別記第6号様式 景観計画区域内における行為の届出書（変更届出書）（規則第8条関係）

別記第6号様式(第8条関係)

景観計画区域内における行為の(変更)届出書				
			年 月 日	
和歌山県知事 様				
届出者 住所 氏名 連絡先				
法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名				
景観法第16条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。				
代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名			
	イ 住所			
	ウ 電話番号			
行為の名称				
行為の場所	地名及び地番	市 町 郡 村	番地	
区域区分	<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域() <input type="checkbox"/> その他			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 模様替 堆積物件の種類() <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
① 建築物・工作物		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積			m ²
	建築(築造)面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造	造/一部		造
	用途			
外観の変更の内容				
①以外	面積			m ²
行為の着手予定日	年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日	
※届出番号	第 一 号	※適合通知年月日	年 月 日	
※受付欄			※ 県処理欄	
都市政策課	建設部	市町村		

注「※」印の欄については、記入しないでください。

※意見欄
(市町村)

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2,500以上)
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(縮尺1/50以上)
色彩のマンセル値(日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値)を表示すること

○開発、土地の形質の変更、物件の堆積等

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2,500以上)
- ② 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺1/100以上)

バッファゾーン

●橋本市、新宮市、かつらぎ町、那智勝浦町歴史文化的景観保全条例、九度山町高野参詣道周辺景観保護条例、熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例、すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例及び熊野古道大辺路新田平見、富山平見、飛渡谷及び清水峠周辺の文化的景観の保護に関する条例の許可対象行為は市町条例による許可申請と和歌山県景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができる。

小規模(軽易)行為

●バッファゾーン以外の軽易な行為に係る届出の場合、添付書類②を省略することができる。なお、各図面は内容がわかれば縮尺は任意とする。また、①及び③の図面は兼ねることができる。

軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30㎡以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、その他：面積30㎡以内のものに係る行為

事前協議の対象行為

●既に提出した図書の内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。

別記第7号様式 景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書(規則第10条関係)

別記第7号様式(第10条関係)

景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書		年 月 日
和歌山県知事 様		
届出者 住 所		
氏 名		
連絡先		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名 </div>		
景観計画区域内における行為の届出に係る行為が完了しましたので、次のとおり届け出ます。		
代 理 者	ア 氏 名	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	イ 住 所	
	ウ 電話番号	
行 為 の 名 称		
行 の 場 為 所	地名及び地番	市 町 郡 村 番地
景観法第16条第1項の規定による届出年月日及び番号		年 月 日 第 号
工 事 完 了 日		年 月 日
※受付欄		
都市政策課	建設部	市町村
※ 県処理欄		

注

- 1 「※」印の欄については、記入しないでください。
- 2 建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真(撮影日時を記入したものに限る。)を添付してください。

別記第5号様式 景観計画区域内における事前協議書（規則第5条の7関係）

別記第5号様式(第5条の7関係)

景観計画区域内における事前協議書				
和歌山県知事 様		年 月 日		
		届出者 住 所		
		氏 名		
		連絡先		
		法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名		
和歌山県景観条例第11条の7の規定により、次のとおり協議します。				
代 理 者 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地、その名称及び 代表者の氏名)	ア 氏 名			
	イ 住 所			
	ウ 電話番号			
行 為 の 名 称				
行 の 場 為 所	地名及び地番	市 町 郡 村	番地	
	区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域()	<input type="checkbox"/> その他	
行 為 の 種 類		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
建 築 物		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
	敷地面積			m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	構 造	造 / 一 部 造		
	用 途			
外観の変更の内容				
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	
		年 月 日		
※協議番号	第 一 号	※協議終了年月日	年 月 日	
※受付欄		※ 事前協議完了確認欄		
都市政策課	建設部			

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2, 500以上)
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(縮尺1/50以上)
色彩のマンセル値(日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値)を表示すること(増築等の行為の場合は、既存建築物についても表示すること)
- ⑤ 規則第11条の2第3号の適用を受けようとする場合は工事の計画書

委任状（参考様式）

参考様式

委 任 状

代理人

氏 名

住 所

連絡先

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所)

における

(行為の名称)

に関する

- ・ 景観法及び和歌山県景観条例の規定に基づく手続きに関する業務
- ・ その他これに付随する業務

委任者

住所

氏名

印

手引き第1号様式 景観計画区域内における行為の軽微な変更届出書

手引き第1号様式

景観計画区域内における行為の軽微な変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名所及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る変更事項を次のとおり届け出ます。

代 理 者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏 名	
	イ 住 所	
	ウ 電話番号	
行 為 の 名 称		
場 行 為 為 所 の	地名及び地番	市 町 郡 村 番地
行為の届出年月日及び届出番号		年 月 日 第 号
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 理 由		

※ 受付欄			※ 県処理欄
都市政策課	建設部	市町村	

注 1 「※」印の欄については、記入しないでください。

2 この届出書は、設計又は施行方法以外の事項に変更が生じた場合に使用してください。

【記入例】記第6号様式 景観計画区域内における行為の届出書（変更届出書）

別記第6号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

① 令和 3年 4月 1日

和歌山県知事 様

記入例

② 届出者 住所 **和歌山県東牟婁郡串本町〇〇**
 氏名 **株式会社●● 代表取締役 和歌山太郎**
 連絡先 ******-**-******

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観法第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名	株式会社▲▲ 代表取締役 熊野参詣男		③	
	イ 住所	和歌山県新宮市〇〇			
	ウ 電話番号	0000-00-0000			
行為の名称		株式会社●●串本工場 増築工事		④	
行の場 為所	地名及び地番	市 串本 (町) 郡 東牟婁 (郡) 村 田並***	番地	⑤	
区域区分		<input checked="" type="checkbox"/> 特定景観形成地域 (歩行者動線沿道)	<input type="checkbox"/> その他	⑥	
行為の種類		<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 外観の変更 ⑦ <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 模様替 堆積物件の種類 () <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
① 建築物・ 工作物			届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積				3,000 m ²
	建築(築造)面積		500 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²
	延べ面積		750 m ²	1,000 m ²	1,750 m ²
	高さ		13.0 m	7.0 m	
	構造		鉄筋コンクリート造/一部 木造		
	用途		食品工場		
外観の変更の内容		無し			
①以外	面積	750 m ²			
⑨ 行為の着手予定日		令和 3年 6月 1日	行為の完了予定日		令和 4年 3月31日
※届出番号		第 一 号	※適合通知年月日		年 月 日
※受付欄		※ 県外理欄			
都市政策課		建設部	市町村		
記入しない					

注 「※」印の欄については、記入しないでください。

記入事例

【届出対象行為】

- ・株式会社●●が所有する串本工場の500㎡の増築
- ・増築部分は土地の形質変更（造成工事）を行う。

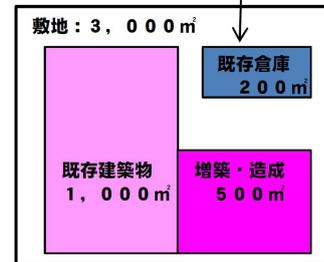
【届出書記載対象】

- ・工場の増築部分及び既存建築物
- ・増築に伴う造成部分

【届出行為の緒言】

- ・行為場所：東牟婁郡串本町田並※※番地
- ・区域区分：熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域 歩行者動線沿道
- ・敷地面積：3,000㎡
- ・既存建築物
高さ：7.0m、建築面積：1,000㎡、延べ床面積：1,000㎡
- ・増築建築物
高さ：13.0m、建築面積：500㎡、延べ床面積：750㎡
鉄筋コンクリート造／一部木造

- ・届出は棟単位です。
- ・届出対象と別棟の場合は、届出書に記入は不要です。 **記入不要**



注意点等

- ①届出書を提出する日付を記入して下さい。
なお、届出書は、行為の着手30日前までに提出して下さい。
- ②届出書の住所、氏名、連絡先を記入して下さい。
- ③代理者を置く場合は、委任状を添付して下さい。
なお、委任状の様式は自由とします。
※届出は、行為をしようとする者が行いますが、その手続きを代理人に委任することは可能です。（ただし、報酬を得て代理業務を行う場合は、行政書士等の資格が必要です。）
- ④行為の内容が分かるような名称にして下さい。
- ⑤行為を行う場所を記入して下さい。
- ⑥行為を行う場所が、景観計画区域のうちどの区域に該当するか「景観計画の区域図」を確認の上、記入して下さい。
(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/kuikizu_keikan.html)
- ⑦届出対象となる行為全てについて、該当するものをチェックして下さい。
例えば、土地の造成（一定規模を超える）を行った後、建築物を新築（一定規模を超える）する場合は、
建築物、新築又は新設 と 土地の形質の変更 にチェックが必要です。
- ⑧届出対象となる行為の規模を記入して下さい。
 - ①建築物・工作物
 - ・敷地面積、建築（築造）面積、延べ面積、高さ
面積は整数、高さは小数点第1位まで記入して下さい。高さはGLからの高さになります。
 - ・構造
鉄骨造、木造、鉄筋コンクリート造など、建築物・工作物の主要な構造を記入して下さい。
 - ・用途
住宅、無線用アンテナなど、建築物・工作物の使用用途を記入して下さい。
太陽光発電施設については、発電出力も記入して下さい。 例：太陽光発電（出力120kw）
 - ②以外（開発、土地の形質の変更、物件の堆積など）
面積は整数止めて記入して下さい。
- ⑨行為の着手予定日、完了予定日を記入して下さい。

【記入例】 景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書（規則第 10 条関係）
別記第 7 号様式（第10条関係）

景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書

① 令和 3年 4月15日

和歌山県知事 様

記入例

届出者 住 所 **和歌山県東牟婁郡串本町〇〇**

② 氏 名 **株式会社●● 代表取締役 和歌山太郎**

連絡先 ******-**-******

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観計画区域内における行為の届出に係る行為が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

代理者 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>	ア 氏 名	株式会社▲▲ 代表取締役 熊野参詣男	
	イ 住 所	和歌山県新宮市〇〇	③
	ウ 電話番号	④④④④-④④-④④④④	
行為の名称		株式会社●●串本工場 増築工事	④
行の場 為所	地名及び地番	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 市 串本 町 田並*** 番地 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 東牟婁 郡 村 </div>	⑤
景観法第16条第1項の規定による届出年月日及び番号		令和 2年 9月 1日 東串建 第〇〇号-〇〇	⑥
工事完了日		令和 3年 4月10日	⑦
※受付欄		※ 県処理欄	
都市政策課	建設部	市町村	
記入しない			

注

- 1 「※」印の欄については、記入しないでください。
- 2 建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）を添付してください。

注意点等

①完了届出書を提出する日付を記入して下さい。
なお完了届出書は、行為完了後、速やかに提出して下さい。

②届出者の住所、氏名、連絡先を記入して下さい。

③代理者を置く場合は、委任状を添付して下さい。
なお、委任状の様式は自由とします。

※届出は、行為をしようとする者が行いますが、その手続きを代理人に委任することは可能です。(ただし、報酬を得て代理業務を行う場合は、行政書士等の資格が必要です。)

④行為の内容が分かるような名称にして下さい。
なお、届出書と同じ名称にして下さい。

⑤行為を行う場所を記入して下さい。
なお、届出書と同じ地名にして下さい。

⑥届出書に記載している届出日、適合通知書に記載している届出番号を記入して下さい。

⑦工事が完了した日を記入して下さい。

【記入例】景観計画区域内における行為の軽微な変更届出書

手引き第1号様式

景観計画区域内における行為の軽微な変更届出書

① 令和 5年 4月10日

和歌山県知事 様

届出者 住所 **和歌山県東牟婁郡串本町××-×**
 氏名 **株式会社●● 代表取締役 和歌山太郎**
 ② 連絡先 ******-**-******
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名所及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る変更事項を次のとおり届け出ます。

代理者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名	株式会社▲▲ 代表取締役 熊野参詣男	
	イ 住所	和歌山県新宮市〇〇 ③	
	ウ 電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
行為の名称	株式会社●●串本工場 増築工事 ④		
場行為所の 地名及び地番	東牟婁 ⑤	市 串本 ⑥	町 田並*** 番地
行為の届出年月日及び届出番号	令和2年 9月 1日 東串建 第〇〇号 - 〇 ⑤		
変更事項	届出者の住所		
変更前	和歌山県東牟婁郡串本町〇〇 ⑥		
変更後	和歌山県東牟婁郡串本町××-×		
変更理由	住所異動のため		

※ 受付欄			※ 県処理欄
都市政策課	建設部	市町村	
記入しない			

- 注 1 「※」印の欄については、記入しないでください。
 2 この届出書は、設計又は施行方法以外の事項に変更が生じた場合に使用してください。

注意点等

① 軽微な変更届出書を提出する日付を記入してください。

② 届出者の住所、氏名、連絡先を記入してください。

③ 代理者を置く場合は、委任状を添付してください。

※届出は、行為をしようとする者が行いますが、その手続きを代理人に委任することは可能です。（ただし、報酬を得て代理業務を行う場合は、行政書士等の資格が必要です。）

④ 届出書と同じ行為の名称と行為の場所を記入してください。

⑤ 届出書に記載している届出日、適合通知書に記載している届出番号を記入してください。

⑥ 変更事項を記入し、変更前は届出書と同じ内容を、変更後及び変更理由を記入してください。

付 録

和歌山県景観条例

平成 20 年 3 月 24 日
条例第 21 号

和歌山県景観条例をここに公布する。
和歌山県景観条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 良好な景観の形成に関する施策

第 1 節 良好な景観の形成に関する基本的な施策(第 5 条—第 11 条)

第 2 節 わかやま景観づくり協定(第 11 条の 2—第 11 条の 6)

第 3 節 事前協議(第 11 条の 7)

第 3 章 景観計画の区域内の届出対象行為等(第 12 条—第 17 条)

第 3 章の 2 景観計画の区域内の既存の建築物に対する行為の制限等(第 17 条の 2・第 17 条の 3)

第 4 章 和歌山県景観審議会(第 18 条—第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

第 6 章 罰則(第 26 条—第 28 条)

附則

和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の地域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気付き、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていくことを目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県土の良好な景観の形成に関し、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、県、県民及び事業者の責務を明らかにするほか、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、法第 2 条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業(以下「公共事業」という。)を実施するものとする。

3 県は、良好な景観の形成に関する市町村の施策並びに県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第 3 条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の一員として、県及び市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 良好な景観の形成に関する施策

第 1 節 良好な景観の形成に関する基本的な施策

(景観計画の策定等)

第 5 条 県は、良好な景観の形成を図るため、法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体(以下「景観行政団体」という。)である市町村の区域を除く県の全域について、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 県は、景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域を特定景観形成地域として定

めるとともに、地域住民の提案に基づく地域で良好な景観の形成を推進する上で重要であると認めるものを住民提案型景観形成地域として定め、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとする。

(景観計画の策定手続)

第6条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条 知事は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について関係市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(住民提案型景観形成地域の提案)

第7条の2 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、県に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、県に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案(以下「地域提案」という。)は、当該地域提案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で法第7条第4項に規定する公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の1以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の1以上となる場合に限る。)を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

(地域提案に対する県の判断等)

第7条の3 県は、地域提案が行われたときは、遅滞なく、当該地域提案を踏まえて住民提案型景観形成地域を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、当該住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案を作成するものとする。

2 県は、前項の判断をしようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等の地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係市町村の意見を聴くものとする。

(住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案の和歌山県都市計画審議会への付議)

第7条の4 知事は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前条第1項の規定により住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更をしようとする場合において、その変更が当該地域提案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、和歌山県都市計画審議会条例(昭和44年和歌山県条例第8号)第1条に規定する和歌山県都市計画審議会(以下「和歌山県都市計画審議会」という。)に対し、第7条の2第1項に規定する書面を提出しなければならない。

(住民提案型景観形成地域を定めない場合にとるべき措置)

第7条の5 県は、第7条の3第1項の規定により同項の判断をした結果、住民提案型景観形成地域を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地域提案をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会に第7条の2第1項に規定する書面を提出してその意見を聴くものとする。

3 知事は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について第1項の通知をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県都市計画審議会に第7条の2第1項に規定する書面を提出してその意見を聴くものとする。

(市町村との連携及び広域的な調整)

第8条 県は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、市町村との連携を図るものとする。

2 県は、市町村の求めに応じ、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策の広域的な調整を行うものとする。

(公共事業景観形成指針)

第9条 知事は、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守するものとする。

4 知事は、国の機関、他の地方公共団体及び規則で定める公共的団体(以下「公共的団体」という。)に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(和歌山県景観資源の登録等)

第10条 知事は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を和歌山県景観資源として登録することができる。

2 知事は、前項の規定により和歌山県景観資源を登録しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、県民及び関係市町村と連携し、和歌山県景観資源を活用した地域の活性化が促進されるよう、広報その他の必要な施策を実施するものとする。

(啓発及び支援)

第 11 条 県は、県民及び事業者の景観に関する意識を高め、及び自主的な活動を支援していくため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 わかやま景観づくり協定

(わかやま景観づくり協定)

第 11 条の 2 おおむね一団の土地(法第 7 条第 4 項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。)の区域内の土地の所有者及び借地権を有する者並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動(以下「景観づくり」という。)を行う者及び行おうとする者(以下「景観づくり従事者」と総称する。)は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について知事の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)

(2) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ウ 工作物(建築物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。以下同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項

オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

キ 農用地の保全又は利用に関する事項

ク その他景観づくりに関する事項

(3) 協定の有効期間

3 第 1 項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの(以下「景観づくり区域」という。)を定めることができる。

4 第 1 項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 知事は、第 1 項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の長の意見を聴くものとする。

6 知事は、第 4 項の申請のあった協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。

(1) 法令の規定に違反するものではないこと。

(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

7 知事は、第 1 項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(わかやま景観づくり協定の変更)

第 11 条の 3 前条第 1 項の認定を受けた協定(以下「わかやま景観づくり協定」という。)の当事者である景観づくり従事者は、当該わかやま景観づくり協定において定めた事項を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。ただし、景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更については、この限りでない。

2 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、第 1 項ただし書の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(景観づくりに係る報告)

第 11 条の 4 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、規則で定めるところにより、当該わかやま景観づくり協定の区域内における景観づくりの内容を知事に報告しなければならない。

(わかやま景観づくり協定に係る支援)

第 11 条の 5 県は、わかやま景観づくり協定を締結した景観づくり従事者又は締結しようとする景観づくり従事者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(わかやま景観づくり協定の廃止)

第 11 条の 6 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、わかやま景観づくり協定を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第 3 節 事前協議

(事前協議)

第 11 条の 7 規則で定める区域内の建築物であって、規則で定める規模を超えるものに係る法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

第 3 章 景観計画の区域内の届出対象行為等

(届出対象に追加する行為)

第 12 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち規則で定める行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。))その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 前項の行為に係る法第 16 条第 1 項の規定による届出は、規則で定めるところにより、行うものとする。

(届出対象から除外するその他の行為)

第 13 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 公共的団体が行う行為
- (4) 前各号に準ずるものとして規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第 14 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の届出を要する行為とする。

(助言又は指導)

第 14 条の 2 知事は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 知事は、前項の助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、第 22 条第 1 項の専門委員会の意見を聴くことができる。

(勧告及び公表)

第 15 条 知事は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与え、及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(変更命令)

第 16 条 知事は、法第 17 条第 1 項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条第 5 項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第 17 条 知事は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、同条第 3 項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該届出をした者に法第 18 条第 2 項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

第 3 章の 2 景観計画の区域内の既存の建築物に対する行為の制限等

(既存の建築物に対する行為の制限)

第 17 条の 2 第 11 条の 7 に規定する建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「増改築等」という。)をする者は、当該増改築等に係る建築物全体の形態意匠について、景観計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものとしなければならない。

2 知事は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出があった場合において、その届出に係る建築物全体の形態意匠が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該建築物の増改築等を行わない部分に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 前項の勧告は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出のあった日から 30 日以内にななければならない。

4 法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為及び良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない行為として規則で定めるものについては、前項の規定は、適用しない。

5 第 15 条の規定は、第 2 項の勧告について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項及び第 2 項中「法第 16 条第 3 項」とあるのは、「第 17 条の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

(既存の建築物に係る変更命令)

第 17 条の 3 知事は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、建築物全体が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しない増改築等を行おうとする者若しくはした者又は当該者から当該建築物についての権利を承継した者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該建築物の増改築等を行わない部分に対し、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 5 号に規定する主要構造部の形態に係る部分を除き、色彩の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第 2 項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から 30 日以内に限り、するこ

とができる。

- 3 第1項の処分は、法第16条第1項又は第2項の届出に係る建築物又は建築物の部分の形態意匠が法第17条第3項の政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 知事は、法第16条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 7 第5項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 8 知事は、第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県景観審議会

(設置等)

- 第18条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)及び建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)に定めるもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第22条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、第14条の2第2項の規定によりその権限に属させられた事項について、知事に意見を述べるものとする。
- 3 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 専門委員会は、専門委員5人以内で組織する。
- 5 専門委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 第21条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

- 第23条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(補則)

- 第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第26条 第17条の3第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の3第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第17条の3第5項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年11月規則第80号で、同21年1月1日から施行)

2 和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出しを「(和歌山県景観審議会への諮問)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、次に掲げる事項については、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

第27条第3項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則(平成23年3月16日条例第15号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月7日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第25号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和4年6月28日条例第32号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

和歌山県景観条例施行規則

平成 20 年 11 月 28 日

規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び和歌山県景観条例（平成 20 年和歌山県条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例で使用する用語の例による。

(景観計画の変更)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号(第 3 号を除く。)に規定する事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項の変更

(住民提案型景観形成地域の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第 3 条の 2 条例第 7 条の 2 第 1 項の規則で定める規模は、0.5 ヘクタールとする。

(住民提案型景観形成地域の提案)

第 3 条の 3 条例第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該提案に係る区域
- (2) 当該提案に係る区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2 条例第 7 条の 2 第 3 項の規定による地域提案は、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を記載した書面
- (2) 条例第 7 条の 2 第 3 項の同意を得たことを証する書類

(公共的団体)

第 4 条 条例第 9 条第 4 項の規則で定める公共的団体は、法第 92 条第 1 項の規定により知事が指定した景観整備機構とする。

(和歌山県景観資源の登録の手続)

第 5 条 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村は、知事に対し、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を条例第 10 条第 1 項に規定する和歌山県景観資源(以下「景観資源」という。)として推薦することができる。

2 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村は、前項の規定により良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を推薦しようとするときは、あらかじめその所有者及び管理者の同意を得なければならない。

3 知事は、条例第 10 条第 1 項の規定による登録をしたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、当該登録に係る景観資源の所有者及び管理者(当該登録が第 1 項の規定による推薦に基づくものであるときは、当該景観資源の所有者及び管理者並びに当該推薦をした者)に通知するものとする。

4 知事は、第 1 項の規定により推薦された物件又は優れた景観を眺望できる地点を景観資源として登録しないこととしたときは、遅滞なくその旨及びその理由を当該物件又は優れた景観を眺望できる地点を推薦した者に通知するものとする。

5 知事は、景観資源について、滅失その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、その登録を取り消さなければならない。

6 知事は、景観資源について、所有者から登録の取消しの申出があったとき、その他特別の理由があると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

7 第 3 項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の取消しについて準用する。

(わかやま景観づくり協定の認定)

第 5 条の 2 条例第 11 条の 2 第 4 項(条例第 11 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、景観づくりに関する協定を締結した景観づくり従事者がわかやま景観づくり協定(変更)認定申請書(別記第 1 号様式)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 認定を受けようとする景観づくりに関する協定書の写し
- (2) 条例第 11 条の 2 第 1 項又は第 11 条の 3 第 1 項に規定する景観づくり従事者の全員の合意を示す書類
- (3) 条例第 11 条の 2 第 4 項(条例第 11 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき地域住民に対して行った説明に関して記載した書面
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める図書

2 条例第 11 条の 2 第 6 項第 3 号(条例第 11 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次に掲げると

おりとする。

- (1) 条例第 11 条の 2 第 2 項第 2 号アからクまでに掲げる事項のうち、必要なものが明確に定められていること。
- (2) 協定区域の境界が明確に定められていること。
- (3) 法第 8 条第 3 項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が定められている場合は、条例第 11 条の 2 第 2 項第 2 号アからクまでに掲げる事項が当該方針に適合していること。
- (4) 法第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、条例第 11 条の 2 第 2 項第 2 号アからクまでに掲げる事項が当該計画に適合していること。
- (5) 協定の有効期間が 5 年以上 20 年以下であること。
- (6) 景観づくり区域は、その境界が明確に定められていること。
- (7) 景観づくり区域は、協定区域との一体性を有する土地の区域であること。
- (8) 協定区域と景観づくり区域を合わせた区域が、地域の特性を考慮したまとまりのある一団の土地の区域を対象としていること。

(景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更の届出)

第 5 条の 3 条例第 11 条の 3 第 3 項の規定による届出は、わかやま景観づくり協定に係る景観づくり従事者が編入届出書(別記第 2 号様式)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 編入に係る協定区域を示す図書
- (2) 編入された協定区域内に係る景観づくり従事者の全員の合意を示す書類

(景観づくりに係る報告)

第 5 条の 4 条例第 11 条の 4 の規定による報告は、毎年 3 月末日までに景観づくり報告書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(わかやま景観づくり協定の廃止の届出)

第 5 条の 5 条例第 11 条の 6 の規定による届出は、わかやま景観づくり協定廃止届出書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

(事前協議の対象となる建築物の区域及び規模)

第 5 条の 6 条例第 11 条の 7 の規則で定める区域は、景観計画区域のうち、次に掲げる区域とする。

- (1) 特定景観形成地域
 - (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項に規定する重要文化財であって、知事が指定する建築物から 100 メートル以内の区域
 - (3) 文化財保護法第 109 条第 1 項に規定する史跡であって、知事が指定するものから 100 メートル以内の区域又は同項に規定する名勝から 100 メートル以内の区域
 - (4) 文化財保護法第 134 条第 1 項に規定する文化的景観から 100 メートル以内の区域
 - (5) 文化財保護法第 144 条第 1 項に規定する重要伝統的建造物群保存地区から 100 メートル以内の区域
- 2 知事は、前項第 2 号及び第 3 号の規定による指定をしようとするときは、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。
- 3 条例第 11 条の 7 の規則で定める規模は、高さ 13 メートル又は建築面積 1,000 平方メートルとする。

(事前協議書及び添付図書)

第 5 条の 7 条例第 11 条の 7 の規定による協議は、別記第 5 号様式の事前協議書に別表第 3 の 1 の項に掲げる図書を添付して行うものとする。

(届出対象行為)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て

(適用除外)

第 7 条 条例第 13 条第 1 号の規則で定める規模は、景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第 1 の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第 1 の 2 の左欄、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域においては別表第 1 の 3 の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第 1 の 4 の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第 1 の 5 の左欄、高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域においては別表第 1 の 6 の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。

2 条例第 13 条第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 10 条第 3 項若しくは第 16 条第 3 項の認可に係る行為、同法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項若しくは第 22 条第 3 項の許可に係る行為、同法第 68 条第 1 項の規定による協議に係る行為又は同条第 3 項の規定による通知に係る行為

- (2) 和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第20条第3項の許可に係る行為
 - (3) 和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)第14条第1項の許可に係る行為
 - (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為(同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。)
 - (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づく市町村の条例による許可に係る行為
 - (6) 文化財保護法第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為及び同法第143条第1項又は第2項に規定する市町村の条例で定める規制に係る行為
 - (7) 文化財保護法第182条第2項に基づく市町村の条例による許可に係る行為
 - (8) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第15条第1項の許可に係る行為
- 3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの(新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが13メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。)
 - (2) 建築物等(法第16条第1項の規定による届出がなされたものに限る。))の改築で、当該建築物等の外観又は色彩の変更を伴わないもの
 - (3) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該工作物の高さが1.5メートルを超えないもの(太陽光発電施設を除く。)
 - (4) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること。
 - (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (6) 林業を営むために行う土地の形質の変更
 - (7) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「修繕等」という。))で、当該行為に係る面積の合計が400平方メートル以内であって、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
 - ア 屋根(これに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。))について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の4分の1以内又は建築物の鉛直投影面積の10分の1以内のもの
 - イ 外観(屋根を除く。以下同じ。))について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の4分の1以内のもの
 - (8) 外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積
 - (9) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積
 - (10) 水面の埋立て(バッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域、熊野川周辺特定景観形成地域及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。))の区域を除く。)
 - (11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの(熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域並びに高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う行為を除く。)
 - (12) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の3に掲げる行為、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。))及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為
 - (13) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界から200メートル以内の区域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う別表第2に掲げる行為で、同表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの
(行為の届出書及び添付図書)

第8条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、別記第6号様式の届出書に別表第3に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。この場合において、知事が別表第3に掲げる図書の添付の必要がない

と認めるときは、これを省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第3の1の項に掲げる図書については、既に知事に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(公表)

第9条 条例第15条第2項(条例第17条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項又は条例第17条の2第2項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(工事完了の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該行為に係る工事の完了後、速やかに知事に当該工事の完了の届出を別記第7号様式の届出書により行うものとする。

(立入検査等を行う者の証)

第11条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書及び条例第17条の3第6項の立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書は、別記第8号様式によるものとする。

(既存の建築物に対する行為の制限の適用除外)

第11条の2 条例第17条の2第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第7条第3項第7号に掲げる行為
- (2) 建築物の増築又は改築であって、当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の5分の1を超えないもの
- (3) 2以上の工事に分けて行う建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「増築等」という。)であって、当該増築等に係る法第16条第1項の規定による届出を行った日から5年以内に当該建築物を景観計画に定める形態意匠の制限に適合するものとするために必要な工事の計画について知事の承認を受けたもの

(景観重要建造物の指定の手続)

第12条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び条例第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の標識の設置)

第13条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第14条 知事は、法第23条第1項(同法第32条第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

第15条 知事は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の解除の理由
- (6) 指定の解除の年月日

(景観重要樹木の指定の手続)

第16条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観

審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識の設置)

第17条 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

第18条 知事は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると知事が認めるときは、この限りではない。

2 知事は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の解除の理由
- (5) 指定の解除の年月日

(専門委員会)

第19条 専門委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 専門委員会の会議は、会長が招集する。

6 専門委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 会長は、緊急の必要があり、専門委員会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を専門委員会の各委員に回付し、賛否を問い、専門委員会の会議に代えることができる。

9 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第27号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月30日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日規則第7号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年4月7日規則第25号)

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

附 則(令和元年7月5日規則第19号)

この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定並びに別記第5号様式及び別記第6号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年11月17日規則第61号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第64号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第7条関係)

特定景観形成地域以外の区域

行為	規模	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13メートルかつ建築面積1,000平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル
	(3) その他の工作物	高さ13メートル
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000平方メートル 都市計画区域外 10,000平方メートル	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000平方メートル 都市計画区域外 10,000平方メートル	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000平方メートル	

別表第1の2(第7条関係)

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域

行為	規模	
	バッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域を除いた区域	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13メートルかつ延べ面積500平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル
	(3) その他の工作物	高さ13メートル
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	2,000平方メートル	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000平方メートル	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000平方メートル	

別表第1の3(第7条関係)

高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域

行為		規模				
		和歌山県景観計画に定める天野集落の区域並びに国道370号、480号及び鉄道の境界から200メートルの区域並びに世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域(バッファゾーンの区域を除く。)	バッファゾーンの区域、和歌山県景観計画に定める天野集落の区域並びに国道370号、480号及び鉄道の境界から200メートルの区域並びに世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域を除いた区域			
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10メートルかつ延べ面積500平方メートル	高さ13メートルかつ延べ面積1,000平方メートル			
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ10メートルかつ築造面積500平方メートル	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル			
				(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ10メートル	高さ13メートル
				(3) その他の工作物	高さ10メートル	高さ13メートル
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	1,000平方メートル	2,000平方メートル			
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1,000平方メートル	2,000平方メートル			
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1,000平方メートル	2,000平方メートル			

別表第1の4(第7条関係)

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域

行為		規模				
		和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域(バッファゾーンの区域を除く。以下「歩行者動線沿道の区域」という。)	バッファゾーンの区域及び歩行者動線沿道の区域を除いた区域			
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10メートルかつ延べ面積500平方メートル	高さ13メートルかつ延べ面積1,000平方メートル			
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの イ 自動車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ10メートルかつ築造面積500平方メートル	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル			
				(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ10メートル	高さ13メートル
				(3) その他の工作物	高さ10メートル	高さ13メートル
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	1,000平方メートル	2,000平方メートル			
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1,000平方メートル	2,000平方メートル			
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1,000平方メートル	2,000平方メートル			

別表第1の5(第7条関係)

熊野川周辺特定景観形成地域の区域

行為		規模	
		バッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域を除いた区域	
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13メートルかつ延べ面積500平方メートル	
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル	
		(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル
		(3) その他の工作物	高さ13メートル
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	2,000平方メートル	
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000平方メートル	
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000平方メートル	

別表第1の6

高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域

行為	規模		
	和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域(バッファゾーンの区域を除く。)	バッファゾーンの区域及び和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域を除いた区域	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10メートルかつ延べ面積 500平方メートル	高さ 13メートルかつ延べ面積 1,000平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ 10メートルかつ築造面積 500平方メートル	高さ 13メートルかつ築造面積 1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 10メートル	高さ 13メートル
	(3) その他工作物	高さ 10メートル	高さ 13メートル
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	1,000平方メートル	2,000平方メートル	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1,000平方メートル	2,000平方メートル	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1,000平方メートル	2,000平方メートル	

別表第2(第7条関係)

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域

行為	規模
1 溝、井せき、とい、水車、風車(発電用のものを除く。)、農業用水槽、林業用水槽又は防火用水槽を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル以内
2 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル以内かつ延べ面積 30平方メートル以内
3 門、生け垣又は高さが3メートル以下であり、かつ、水平投影面積が 30平方メートル以下である小屋等を新築し、改築し、又は増築すること。	全て(門にあつては、高さ 3メートル以内)
4 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル以内
5 漁具整備場、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3メートル以内かつ延べ面積 30平方メートル以内
6 宅地内の土石を採取すること。	30平方メートル以内

別表第2の2(第7条関係)

高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域

行為	
1	水平投影面積が30平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以内の建築物を新築し、改築又は増築すること。
2	高さが1.5メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが5メートル以内の工作物(建築物を除く。)を新設し、改築し又は増築すること。
3	色彩を変更する部分の面積が5平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
4	採取する土石又は採掘する鉱物の体積が1立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
5	面積が100平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが1.5メートル以内である土地の形質を変更すること。
6	埋立て又は干拓後の面積が100平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
7	門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
8	ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
9	棚、囲い、水槽、散水塔、水車、風車(観光用又は発電用のものを除く。)等を新築し、改築し、又は増築すること。
10	炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
11	社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
12	道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
13	宅地内の土石を採取すること。

別表第2の3(第7条関係)

熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域

行為	
1	水平投影面積が30平方メートル以下であり、かつ、高さが3メートル以内の建築物を新築し、改築し又は増築すること。
2	高さが1.5メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが5メートル以内の工作物(建築物を除く。)を新設し、改築し又は増築すること。
3	色彩を変更する部分の面積が5平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
4	採取する土石又は採掘する鉱物の体積が1立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
5	面積が100平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが1.5メートル以内である土地の形質を変更すること。
6	埋立て又は干拓後の面積が100平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
7	門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
8	ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
9	棚、囲い、肥料だめ、水槽、散水塔、水車、風車(観光用又は発電用のものを除く。)等を新築し、改築し、又は増築すること。
10	社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
11	道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
12	宅地内の土石を採取すること。

別表第3(第8条関係)

行為	届出に添付する図書
1 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為	ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
2 法第16条第1項第3号に規定する行為	ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
3 法第16条第1項第4号に規定する行為	ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

別記第1号様式(第5条の2関係) 略

別記第2号様式(第5条の3関係) 略

別記第3号様式(第5条の4関係) 略

別記第4号様式(第5条の5関係) 略

別記第5号様式(第5条の7関係) 略

別記第6号様式(第8条関係) 略

別記第7号様式(第10条関係) 略

別記第8号様式(第11条関係) 略